

戦時下の華北占領地における大手石炭企業の進出と 事業展開：貝島炭礦の事例を中心として

畠中，茂朗
早稲高等学校

<https://doi.org/10.15017/4283>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 22, pp.35-72, 2007-03-27. Manuscript Library,
Business and Economics Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



戦時下の華北占領地における大手石炭企業の進出と事業展開

〜貝島炭礦の事例を中心として〜

畠 中 茂 朗

目 次

はじめに

- 一、満州事変以降の中国占領地の拡大と貝島炭礦の進出
 - (一) 華北分離工作と興中公司
 - (二) 貝島炭礦の華北進出と北支那開發会社の設立
 - 貝島炭礦の華北進出
 - 北支那開發会社の設立
 - 二、占領地におけるブロック化の確立と井陘炭礦(株)の設立
 - (一) 占領地におけるブロック化の確立
 - (二) 井陘炭礦(株)の設立
 - 井陘炭礦の概略
 - 井陘炭礦(株)の設立
 - 定款の作成と業務運営体制の構築
 - 三、戦時体制の進展と井陘炭礦(株)の事業展開
 - (一) 戦時体制の進展と占領地の動向
 - (二) 井陘炭礦(株)の事業展開
 - (三) 井陘炭礦(株)の出炭高と石炭販売
 - 出炭高の推移
 - 石炭販売と華北石炭販売会社の設立
 - 四、井陘炭礦(株)の企業統治と財務状況
 - (一) 井陘炭礦(株)の企業統治と北支那開發会社
 - (二) 井陘炭礦(株)の財務状況
- おわりに
- 北支炭礦所在地一覧表(本稿、関連地図)
 - 井陘炭礦略年表

はじめに

わが国の中国侵略が本格化する契機となった満州事変が勃発した一九三一年、貝島系企業グループでは昭和恐慌によって生じた経営業績の悪化からの脱却をはかるべく多角化の見直しを含めた事業活動の再構築を実施し、系列企業の中で貝島鉱業株式会社・貝島商業株式会社・大辻岩屋炭礦株式会社を統合して貝島炭礦株式会社（以下では、貝島炭礦と称す）が新たに設立された¹⁾。

貝島炭礦は本社を山口県下関市に置き、主要な鉱業所は筑豊炭田の大之浦炭礦と大辻炭礦そして佐賀県の岩屋炭礦の三力所で、一九三〇年代における石炭の出力高で同社は、わが国の総出力高の五%前後を占めていた大手石炭企業で、麻生や安川（松本）とともに、筑豊御三家、の一つに数えられており、石炭の出力高では麻生や安川を凌駕していた。貝島炭礦は創立から数年間で昭和恐慌期の赤字の補填を行い、一九三〇年代の後半から経営業績は回復・拡大期へ向かっていった²⁾。

そして、日中戦争が全面戦争へと発展する切っ掛けとなった盧溝橋事件の発生した一九三七年には経営機構の大改革を断行した。下関の本社と福岡や佐賀等に所在する各鉱業所の一企業体としての有機的結合関係がより深まりを見せるようになり、企業統合の成果が具現化されてくるようになった。

このように貝島炭礦の経営改革は日中戦争と軌を一にするように進められていったといえるが、貝島炭礦の経営業績の改善は、日中戦争の拡大とそれともなつた戦時経済体制への移行による、石炭需要の高まりによつてもたらされた側面があることは見逃すことのできないところだ

ある。また、一九四〇年には中国側（主として華北政務委員会）や北支那開發株式会社との共同出資によつて井陘炭礦株式会社を設立し³⁾、日本軍の占領下にあつた中国の華北（河北省）において石炭事業を展開したのである。

こうした貝島炭礦の研究について、筆者は貝島の事業実態に即して貝島太助による創業から大正中期に経営多角化が開始されるまでを第一期、太助の跡を継いだ四男の太市が中心となつて推進した経営多角化の開始から多角化が終焉を迎える一九三一年までを第二期、三一年の貝島炭礦の設立以降を第三期として貝島の研究を進めていくべき旨を拙稿の中で述べている⁴⁾。こうした諸点を踏まえてこれまでに、第三期に相当する第二次世界大戦の終結までの国内における貝島の企業経営活動を明らかにしているが、日本占領下の中国での事業活動については未解明の部分であつた。

そこで本稿は、主として満州事変以降の貝島炭礦の経営動向と石炭産業を巡る政府・財界・軍部の動きを視野に入れつつ、日中戦争期に中国へ進出した大手石炭企業の中で貝島炭礦を事例として、進出の経過や中国に設立した井陘炭礦の経営状態を検討していく。

これまでの貝島炭礦研究史においても井陘炭礦については空白の状態であるとともに、日中戦争期における日本軍の中国占領地へ進出した個別企業に関する研究等の蓄積も非常に少ないのが現状である⁵⁾。それだけに井陘炭礦の内実を明らかにすることで、戦時体制期における貝島炭礦の事業活動と中国占領地の経済的側面に関する実態の一端を併せて解明することができるものと考えられる。

一、満州事変以降の中国占領地の拡大と貝島炭礦の進出

(一) 華北分離工作と興中公司

一九三一年九月一八日、中華民國遼寧省の奉天（現在の瀋陽）近郊の柳条湖で南満州鉄道株式会社の鉄道路線が爆破されたことを口実にして、満州事変が勃発し関東軍による軍事行動が展開されることになった。関東軍は南満州から北満州を占領し、翌三二年三月一日には占領地に清朝最後の皇帝溥儀を執政とする日本の傀儡国家満州国を建国した。同年九月一五日に日滿議定書を調印したが、その後も関東軍は熱河省や河北省への侵攻を継続し、一九三三年五月下旬になって関東軍参謀副長岡村寧次少将と国民政府軍事委員会北平分会総参議熊斌中将との間で停戦に関する協定が成立し、同月三一日に塘沽停戦協定が締結された。

この停戦協定によって事変勃発以来の日本の軍事行動は一先ず停止され、満州事変は終結することとなった。しかし、この塘沽停戦協定の調印により関東軍は満州の占領に加えて、河北省東北部に非武装地帯を設定することに成功し、ここを根拠地として所謂冀東地域に向けた侵攻の足掛かりを築いたのである。その後、河北省からの中国軍や国民党の撤退を中国在勤の支那駐屯軍（天津軍）が主となって要求した梅津・何応欽協定が一九三五年六月一〇日に、関東軍が主となって察哈爾省からの撤退を要求した土肥原・秦徳純協定が同月二七日結ばれ、これらの協定を受けて同年一月二五日には河北省に日本の傀儡政権といえる冀東防共自治委員会を成立させ、国民政府も日本の圧力に押されて河北・察哈爾省のある程度の自治を容認した冀察政務委員会を設立するなど、日本は関東軍と支那駐屯軍の軍事力を背景にして国民政府からの華北の分離

を着実に進めていった。⁶⁾

当初のこうした中国への侵攻は、関東軍や支那駐屯軍といった出先の軍部が主体となって行なっていたが、華北分離という既成事実が次々と構築されていくと東京の軍中央部や政府も華北分離工作を追認するようになり、一九三六年には日本の国策となっていた。⁷⁾ 華北分離工作が国策化となった最大の理由は、石炭・鉄・綿花・塩などの資源の収奪にあつたといわれ、これを実現するための実務機関として一九三五年一二月に設立されたのが興中公司である。

興中公司是、満鉄が資本金の一〇〇〇万円（払込二五〇万円）を全額出資した株式会社（正式には株式会社興中公司と称した）で、「満鉄ノ分身トシテ支那ニ於ケル日滿支経済提携工作ニ当ル」ことを目的としていた。本社を大連に設置し、東京に支社を、天津・上海等に事務所を開設して社長には満鉄理事の十河信二が就任した。興中公司の主要な事業は、「対支輸出入貿易及その代理並仲介、支那に於ける経済諸事業の直営、斡旋並仲介及諸事業に対する投資、これ等に付帯又は関係する業務」⁸⁾とされ、具体的には華北における電気・塩業・製鉄・炭鉱・綿花・運輸等の直営を目指し、この内の炭鉱業は製鉄用の粘結炭を出炭する開灤・正豊・井陘等の諸炭鉱の獲得と運営にあたる⁹⁾ことが計画されたが、実際に興中公司が獲得できたのは井陘炭礦のみであった。¹⁰⁾

井陘炭礦は一八九六年にドイツと中国の合弁会社として資本金二五万両で設立された。その後、第一次世界大戦の開戦でドイツ人が帰国し中国側のみで運営されていたが、第一次世界大戦後にドイツとの合弁契約の改定が行なわれている。¹¹⁾ 同炭礦の獲得を目指した興中公司はドイツ側との交渉を重ねて、盧溝橋事件後の一九三七年一〇月二七日にドイツ側

との株式の売買契約が成立した（本契約は同年一二月に調印）。株式の買収金額は銀幣一三五万ドルで、これにより同炭礦は日中の合弁会社となり、貝島が進出して行くための地歩が固められていったといえよう。

(二) 貝島炭礦の華北進出と北支那開發会社の設立

貝島炭礦の華北進出

一九三七年七月七日に発生した蘆溝橋事件を契機として日中間の紛争は全面戦争へと発展し、戦争の進展とともに占領地では軍部による工場等の接収も本格化していった。また、占領地の開發を巡って現地の満鉄や出先の軍部（支那駐屯軍および関東軍）と東京の軍中央や政府・財界の思惑が複雑に交錯するようになり、同年の後半頃から興中公司に代わる新たな開發会社の設立が検討されるようになったと推察される。

このような中国大陆における新たな軍事的な展開を受けて、貝島においても中国へ進出する機会を伺っていたものと思われ、貝島の中国（華北）進出が具体化してくるのは蘆溝橋事件発生後の三十七年後半のことである。貝島の華北進出の経過について一瞥すると、貝島の進出にあたって中国側の受け皿となったのは興中公司であった。同公司は前述したように満鉄の直系子会社で、関東軍と満鉄は華北の經濟開發について「満鉄」または「興中公司」が担当する「一業一社主義」を主張していた。しかし、興中公司は新たに設立された会社であり、炭鉱経営のノウハウを有していなかったために国内の三井・三菱・大倉・貝島等の有力石炭企業に技術面を中心とした協力を仰がざるを得なかった。同公司は「日滿支經濟ブロックノ結成及日支經濟提携促進ヲ目的」とした国策会社であり、創立当初の役職者（表1を参照）からも分かるように満鉄を主と

しながら国内の有力石炭企業が運営に参画していることもあって、三井や三菱等とともに貝島も興中公司の協力会社として華北占領地へ進出することになったものと推察される。

貝島が華北へ進出するまでの経過については、同社の北支炭鉱開發を目的にした第一次派遣員として一九三七年に中国に向

かい、華北において正豊炭礦長等を歴任したのち、戦後になって内地に引き揚げてきた河野敏は次のように述べている。

昭和十二年七月七日、蘆溝橋橋畔に於て勃発した日支両軍の衝突は、日本政府出先機關並に中国冀察政務委員會の局地的解決への努力にも不拘、戦禍は日を遂うて拡大（中略）軍は斯の長期戦に備へて作戦の進捗に並行して北支五省の広大な占領地域の經濟開發を促進する必要があると担当者として興中公司を選び、北支に於ける各種産業の接収並に運営等挙げて同公司に委嘱する事となった。

当時興中公司は南滿州鉄道会社の分身として満鉄理事十河信二が理事長の職に在つて之を率ゐて居たが、軍の要望に應へて大陸政策を実

表1 興中公司の役職者等

役職	氏名	備考
社長	十河信二	前満鉄理事
	内河治一	満鉄
	内田敬三	山下汽船
	奥村真次	満鉄
	小谷清亮	満鉄
役員	長沢 薫	
	富田 租	
	川田 順	住友合資理事
	村田省蔵	大阪商船社長
	公森太郎	日本興業銀行理事
	三宅川百太郎	三菱商事顧問
	島田勝之助	三井合名常務理事
監査		

(注) 備考は、兼職等を記載した。

(出所) 依田憲家編『日中戦争史資料4 占領区支配』118頁より作成。

行するには余りにも陣容寥々たるものがあり、加え母胎たる満鉄自体亦成立日尚浅い満州国経済建設に全力を傾注して居た關係上、興中公司に対して技術的援助を果し得ざる状態であつたので、中央軍部は内地の有力諸会社に対し各専門部門に対する協力を求める事となり、炭礦部門については先づ我貝島炭礦会社に対し斯る意向が伝えられた。

この申出に対し社長貝島太市は欣然として応諾、石炭産業として大資本を擁する三井、三菱等に先行して軍の大陸経済建設に協力することとなり、昭和十二年十一月戦塵未だ収まらざる大陸に社員を派遣することを決定、草場義夫以下六名に対し北支出張を命ずるに至つた。爾後社員を派遣する事十数度、五十数名の多数に及び、彼等派遣社員は軍囑託並に興中公司囑託として井陘、正豊、六河溝等の諸炭礦並に石門骸炭工場の運営に参画し、大陸経済建設に足場を印する事となつたのである。

また、貝島炭礦の社長貝島太市の履歴を纏めた「社長功績調書 太市・玉井重役」には、華北への進出について以下のように記されている。¹⁶⁾

一、北支那産業開発二就テ

今事变勃発スルヤ次テ戦局ノ拡大ニ伴ヒ占領地域内ノ産業開発ハ作戦遂行上一刻モ忽ニスベカラザルハ論ナキトコロナリ、北支各炭礦ノ軍管理ニ移ルヤ興中公司ノ委囑ヲ受ケ率先井陘、正豊、陽泉、六河溝各炭礦並ニ石家莊骸炭工場ニ同社従業員ヲ派遣シ現在陽泉ヲ除ク各炭礦及骸炭工場八同社従業員ノ指導ノ下ニ石炭採掘並骸炭製造ノ事業運営セラレ居レリ、井陘ニ於テ技術員一名病ノ為メニ職ニ殉シタルアリ、派遣員縷々匪襲ニ遭ヒテ辛ウジテ難ヲ免レタルモノ亦

多シ、現在同社派遣従業員八三十六名ニシテ技術員扨底ノ折柄然力モ治安不確實ナル地ニ幾多ノ犠牲ヲ払ヒ同業各社ニ率先シテ従業員ヲ派遣セルコトハ全ク氏（貝島太市：引用者）ノ平素唱導スル国家本位ノ滅私奉公心ノ発露ニヨルモノナリ。

河野は前述したように、貝島の中で当初から華北への進出に関わつていた人物で、河野の見解は貝島の華北進出について「軍部の意向」によるものと述べ、貝島太市の履歴にも「占領地域内ノ産業開発ハ作戦遂行上一刻モ忽ニスベカラザルハ論ナキトコロナリ」と記されていることから、貝島の華北進出に関しては軍部（特に陸軍中央部）からの強い要請を受けてのものと考えられる。また、貝島の企業経営活動においては「平素唱導スル国家本位ノ滅私奉公心ノ発露」も重要な要素の一つとなつていた。したがつて興中公司という国策会社を窓口とした華北占領地の炭鉱開発への協力が、延いては国家への奉仕に繋がるといふことになり、こうしたことは貝島の経営理念に適うものであつたといえよう。

このような軍部からの要請は盧溝橋事件後に貝島へもたらされたと思われるが、軍の管理下に置かれた炭鉱の協力企業の選定については、軍部の他に興中公司の親会社である満鉄や石炭連合会との間でも調整が行われ、国内におけるシェアなどの実績も十分に考慮したうえで貝島が指名された。¹⁷⁾ 選定にあつては石炭業界の内部においても何らかの承認が事前になされたものと推察され、貝島系企業グループの総帥貝島太市の最終的な意志決定により華北へ進出することとなつた。貝島では早速華北へ派遣する人員の選考が行なわれ、技術畑出身の取締役草場義夫（大之浦事務所長兼務）を团长とする六名の派遣が決定された（表2を参照）。井陘炭礦で生産される石炭は「コークス原料炭となる粘結炭」瀝青炭で、

表2 華北への第1次派遣員

	氏名	備考
團長	草場義夫	副董事長
副團長	満永寅一	
隊員	稲川大助	井陘炭礦長 正豊炭礦長
"	宮島庚子郎	
"	河野 敏	
"	後藤理美	

(注) 備考は、井陘炭礦(株)での役職を記した。
(出所) 宮島庚子郎『井陘時代』7頁、「貝島会社年表草案」143頁より作成。

の懇願で久原の救済のために多額の援助を行ったことがあり、その見返りとして鮎川が選定に介在した可能性も考えられ、鮎川を総帥とする日本産業の満州への移駐が一九三七年一月で、貝島の華北進出と一致するのは単なる偶然とはとても思えない節がある。何れにしろ貝島が担当することになった井陘炭礦が華北において有力な炭鉱であったからこそ、三井や三菱等に先んじて貝島が華北へ進出するという最終的な決断を貝島太市が下したといえよう。

一九三七年一月三日、毎年この日は貝島の創立記念日として長府貝島邸(貝島太市自宅)において記念の式典と永年勤続者の表彰が行なわれている。例年の行事が終了した後、長府貝島邸内の日の本神社神前にて第一次派遣員の任命式が挙行された⁽¹⁹⁾。草場以下の第一次派遣員は一月七日に門司を出発し、九日に中国の大連へ到着。その後、一行は大連や北京の興中公司等を訪問して事務的な手続きを行い、軍の囑託となつたうえで、同月一九日に一行の目的地である井陘炭礦に到着した。同炭

同石炭は日本国内では最も不足していた石炭であり、井陘炭礦は華北において開灤炭礦とともに同石炭を出炭する有力炭鉱であった⁽¹⁸⁾。こうした炭鉱の管理・運営は、貝島にとつても大きな魅力であったと言えるであろうし、このような炭鉱を貝島が請け負うことになった背景の一つには、

貝島太市の義兄にあたる鮎川義介の存在が想起される。貝島は鮎川から

礦は、一〇月中旬に興中公司の手により接收されており、草場以下の貝島の派遣員は興中公司および満鉄の接收員とともに同炭礦の管理・運営にあたることになった。井陘炭礦以外で貝島に委託された諸炭鉱等へは、正豊炭礦に三七年二月、石門該炭工場には一九三八年六月、陽泉炭礦・六河溝炭礦の両炭鉱は同年九月にそれぞれ貝島からの派遣員が到着したが、この内の陽泉炭礦については三八年一月に大倉系の派遣員に引き継いで、貝島の派遣員は井陘炭礦に引き揚げている⁽²⁰⁾。

北支那開発会社の設立

華北の経済開発を担当することになった興中公司は、資本金のわりに事業計画ばかり大きな会社で、同社のみで事業計画どおりの経済開発は実際には不可能であった。また、中国への進出を虎視眈々と狙っていた内地の財閥系企業も、華北の経済開発の独占を目指した興中公司の存在は目障りなものとして映っていたと思われる。そこで、内地を中心として興中公司に替わる新たな開発機関の設立が熱望されるようになり、新設の機関は日本政府をも巻き込み財界の総力を結集した機関として構想され、一九三七年一〇月頃から設立に向けた動きが見られるようになった⁽²¹⁾。

盧溝橋事件後に国内では財界を中心とした一種の大連進出ブームがおり、内閣に第三委員会が設置されて「支那事变二閣聯シ支那ニ於ケル経済二閣スル重要諸事項ヲ審議」されることになった⁽²²⁾。同委員会における審議の過程で、陸軍省軍務課が中心となって新会社の原案の作成が進められ、一九三八年三月一五日に原案が閣議決定された。その後、第七三帝国議会で承認され、同年四月三〇日に法律第八一号として「北支那開発株式会社法」が公布された。新会社の設立委員長には郷誠之助が任

命され、郷の他にも財界を代表する人物等が設立委員に委嘱されて、華北における経済開発を目的にした一大国策会社の設立に向けた動きが具体化し始めることになった。²⁴ 北支那開発株式会社法に規定された同社の大要の幾つかを列記すると次のような条項があった。²⁵

第一条 北支那開発株式会社八北支那ニ於ケル経済開発ヲ促進シ其ノ統合調整ヲ図ルヲ目的トスル株式会社トシ其ノ本店ヲ東京ニ置ク

第二条 北支那開発株式会社ノ資本八三億五千万円トス但政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第三条 政府八一億七千五百万円ヲ限り北支那開発株式会社ニ出資スベシ

政府八金銭以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト為スコトヲ得
政府所有ノ株式ノ株金払込八其ノ他ノ株式ノ株金払込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第十四条 北支那開発株式会社八左ノ事業ノ主要ナルモノニ対シ投資又ハ融資ヲ為シ其ノ経営ヲ統合調整スルモノトス

- 一 交通、運輸及港湾ニ関スル事業
- 二 通信ニ関スル事業
- 三 発送電ニ関スル事業
- 四 鉱産ニ関スル事業
- 五 塩ノ製造、販売及利用ニ関スル事業
- 六 前各号ノ外北支那ニ於ケル経済開発ヲ促進スル為特ニ統合調整ヲ必要トスル事業

第二十五条 政府八北支那開発株式会社ノ業務ニ関シ監督上、国防上

又八北支那ニ於ケル経済開発ヲ促進シ其ノ統合調整ヲ図ル為必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ国防上必要ナル命令ヲ為シタルトキ八政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令八之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ヲ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

まず、第一条に「北支那ニ於ケル経済開発ヲ促進シ其ノ統合調整ヲ図ル」と記されているように経済開発を促進していくための統合調整を行うことが北支那開発株式会社（以下では、北支那開発と略す）の主要な目的であった。より具体的には、第四条に記されているように企業への投資・融資のみを行うことを特徴とする会社であつて、興中公司のような直営的な事業は営まないことになっていたのであり、投資・融資を実施した企業の統合調整を図るといふ一種の持株会社として設立された国策会社であつたといえよう。同社は法案成立後の一月七日に創立総会を開催して役員等を決定し、早々に事業活動を展開していくことになった。初年度（一九三八年一月より二月末まで）の事業内容は「電信、電話、電気、塩業及運輸等ノ統制事業ニ対スル融資総額八二千九十二万余円ニ達シタリ、他方経費ノ点ニ付テハ創立勿々ナリシト又特ニ時局ニ鑑ミ努メテ冗費ヲ節シタルトニ因リ、著シク其ノ節減ヲ見タル為比較的良好ノ業績ヲ収メ得タリ」と記されていることから、創業開始当初は興中公司の行つていた事業活動への融資が業務の中心となつていたものと思われる。²⁶

二、占領地におけるブロック化の確立と井陘炭礦株式の設立

(一) 占領地におけるブロック化の確立

貝島炭礦は華北の炭鉱開発の協力会社として、一九三七年より井陘炭礦を始め石家荘の骸炭製造工場や正豊炭礦等の運用や管理を担当してきたが、日本国内の財閥も華北の炭鉱開発を事業活動の一環として捉えて進出する時期を窺っていた。日本国内の財閥系の企業では大倉鉱業が早くから中国に進出しその地歩を固めつつあり、炭鉱業についても財閥系を中心とした大手企業が進出するために「一業一社」では無く、「一業数社」主義を強く望んでいたのである。⁽²⁷⁾

貝島炭礦の華北進出は日本国内の石炭企業では先陣を切って進められたが、それは占領地の事業活動という見通しの非常に立ちにくいものであった。しかし、三七年二月の南京占領から翌三八年一〇月の武漢三鎮占領と日本軍の占領地が拡大していくと、日本国内では中国への進出熱が大きな高まりを見せるようになり、占領地の軍管理となった炭鉱の運営を巡って日本国内の三井や三菱等の財閥系を中心とした企業間の炭鉱争奪戦が展開されることになった。この炭鉱を巡る争奪戦は、石炭業における「一業数社主義」の採用ということで決着し、日本占領地の炭鉱については、担当地域のブロック化によって企業間の棲み分けが図られることになった。⁽²⁸⁾

ブロック化に当って三菱財閥は、井陘や中興といった有望な炭鉱の所在するブロックを希望したと言われるが、これまでの地域ごとの実績等の評価によって七ブロックに分割され、井陘ブロックについては貝島が担当することになったのである。そして、各ブロックの協力会社に北支

那開発と中国側を加えて新たに日中の合併会社等を設立して、占領地の炭鉱開発が進められていった。表3は、こうした経過を踏まえてブロック化が最終的に決定した時点での各ブロックの状況を纏めたものであるが、この表で特に注目したいのは各ブロックごとに設立された合併企業である。合併企業の中で最大の資本金を有する企業は満鉄を協力会社とする大同炭礦であるが、その次が貝島を協力会社とする井陘炭礦であり、三井鉱山・三菱鉱業の大財閥や大倉鉱業や明治鉱業の合併企業等を大きく凌駕する資本金額の企業として設立されたのであった。

貝島とともに筑豊御三家の一つに数えられる明治鉱業の投資額の実に一〇倍以上の金額を貝島は出資し、国内の財閥系企業と比べても突出した金額であることが分かる。こうした点からも中国への進出が軍部等からの依頼による不承不承の進出と言つことではなく、貝島にとっての今後の経営戦略面で、事業活動の大きな柱に据えるための布石としての積極的な意味を持った占領地への多額の投資ではなかつたかと推測される。

(二) 井陘炭礦株式の設立

井陘炭礦の概略

井陘炭礦は中華民国河北省井陘県崗頭村に位置し、開坑は清朝の光緒帝の時代（西暦一八九六年頃）とされ、同村の村民張鳳起等によって手がけられた。しかし、張鳳起等は資金難のため炭鉱の事業化を軌道に乗らすことが出来ず、この頃、清国北洋艦隊の顧問を務めていたドイツ人ハイネッケンは同炭鉱の有望性に着目して張との共同出資による資本金二五万両の井陘煤務局を設立し、操業が開始されることになった。その後、ドイツ・中国の折半による資本金五〇万両の井陘礦務局を設立して

(1940年)

表3 中国占領地における炭鉱業のブロック化

担当地域	協力会社	新設合弁会社等	資本提携関係	出資額 (千円)
井陘ブロック	貝島炭礦(株)	井陘炭礦(株)	北支那開発(株)	9,000
			貝島炭礦(株)	7,500
			華北政務委員会	13,500
			(合計)	30,000
大同ブロック	南満州鉄道(株)	大同炭礦(株)	北支那開発(株)	10,000
			蒙古連合自治政府	20,000
			南満州鉄道(株)	10,000
			(合計)	40,000
中興ブロック	三井鉱山(株)	中興炭礦礦業所	北支那開発(株)	1,120
			三井鉱山(株)	1,120
			(合計)	2,240
太原ブロック	大倉鉱業(株)	山西炭礦礦業所	北支那開発(株)	1,460
			大倉鉱業(株)	1,000
			(合計)	2,460
大汶口ブロック	三菱鉱業(株)	大汶口炭礦礦業所	北支那開発(株)	490
			三菱鉱業(株)	490
			(合計)	980
磁県ブロック	明治鉱業(株)	磁県炭礦礦業所	北支那開発(株)	540
			明治鉱業(株)	540
			(合計)	1,080
山東ブロック	山東鉱業(株)	山東鉱業(株)	南満州鉄道(株)	2,794
			大倉鉱業(株)	367
			三井鉱山(株)	293
			三菱鉱業(株)	293
			その他	1,253
			(合計)	5,000

(注) 山東鉱業(株)に対して、北支那開発(株)から1940年末現在で、16,505,000円の融資残高があった。

(出所) 山口高等商業学校東亜経済研究会編『支那経済年報(昭和15年版)』改造社、『支那の鉄・石炭と東亜』、『北支那開発(株)並関係会社一覧表』(『日中戦争資料4 占領区支配』所収)、君島和彦『日本帝国主義による中国鉱業資源の収奪過程』(『日本帝国主義下の中国』、235頁)、春日豊『三井財閥と中国・満洲投資』(『日本の近代と資本主義』、69頁)等より作成。

また、井陘炭礦で生産される石炭は粘結炭³¹ 瀝青炭で、製鉄に最も適した石炭であることから石家荘(石門)に付属施設としてコークスを製造するための煉焦廠(以下では、骸炭製造工場と称す)を設けていた。同工場は主としてドイツ側の技術提携によって一九一〇年代の初期に設立され稼動していたが、第一次世界大戦のためドイツ人が帰国すると操業を中止していた。大戦後にドイツとの提携が復活すると操業を再開し、製造施設の拡充が行われコークス以外にも製造工程で発生する副産物を活用したタール・ベンゾール・アンモニア・ナフタリン等も製造されていた。³¹⁾

業容を拡大していったが、第一次世界大戦の勃発でドイツ人が帰国し中国側による管理運営が行われた。大戦終了後には再びドイツ側が経営に参加するようになり、一九二三年に合弁契約を改定しドイツ側資本一億二千万五〇〇〇元(四分の一出資)と中国側資本三億七千万五〇〇〇元(四分の三出資)の計四億五千万元の資本金を有する会社に改組された。³⁰⁾

表4は、井陘炭礦および石家荘の骸炭製造工場の一九三一年から五年間の生産高を表わしたものである。井陘炭礦の出炭量は三一年から増産を続け三五年に若干減少しているが、日本軍によって接収される前年の一九三六年には八〇万トンを超えて八八二、三三六万トンを出炭している。一方、コークスの製造高は年によって増減があるが、概ね二万トン台

から三万トン台で推移しており、コークスに次いで生産されていたのがタールで一九三九年には約二〇〇〇トンの生産高があった。

井陘炭礦(株)の設立

華北占領地における炭鉱業の協力会社として中国に進出した貝島が、軍管理工場の受託運営を行なう協力会社から貝島を主体にした

炭鉱開発を目的として、軍管理から独立して企業経営を行なうための新たな会社の設立に向けた動きが見られるようになるのは進出した翌年の一九三八年頃と思われる。設立に関する話し合いは主に貝島と北支那開発の間で進められ、三九年四月に「井陘、正豊炭礦開発要綱案（附 石家荘骸炭工場）」（以下では、井陘、正豊要綱案と称する）および「井陘炭礦株式会社（仮称）設立要綱案」の二案が北支那開発によって作成された。この二案は貝島炭礦株式会社の社用の罫線紙にタイプ打ちされた、以下のような内容のものである。

昭和十四年四月

井陘、正豊炭礦開発要綱案（附 石家荘骸炭工場）

北支那開発株式会社

井陘、正豊炭礦開発要綱案

第一 方針

表4 井陘炭礦および骸炭製造工場の生産高 (トン)

年 代	井 陘 炭 礦	骸炭製造工場
1931	485,000	35,023
1932	643,255	25,904
1933	706,681	25,080
1934	795,247	35,339
1935	782,406	29,984

(注) 井陘炭礦の1931年は石炭の販売高で、他の年度は出炭高である。
骸炭製造工場は、コークスの製造高を示した。
(出所) 『北支那鉱業紀要』13～16頁、『北支石炭界の現況』24～33頁等より作成。

一、河北省井陘、正豊両炭礦及附近主要炭礦ヲモ併セ開發シ地場消費ニ充テシムル一方、日本ニ於ケル粘結性炭ノ補充ニ資スルト共ニ他面石家荘ニ存スル骸炭工場ヲ復旧シ井陘、正豊炭ニヨル骸炭ヲ生産シ現地需要ニ充ツルモノトス

第二 目標

一、石 炭

昭和十六年ニ於テ二二〇〇千吨ヲ生産シ、中対日輸出货量

四〇〇千吨ト予定ス

二、骸 炭

昭和十六年ニ於テ三万五千吨ヲ生産シ主トシテ石景山ノ製鉄

所用ニ充ツルモノトス

第三 要 領

一、北支那開發株式会社統制下ニ差当リ中国普通法人トシテ井陘炭礦株式会社（仮称）ヲ設立ス

二、本会社八旧井陘礦務局及正豊煤礦公司ノ保有セル鉱業權ヲ繼承取得スルト共ニ附近主要炭礦ノ鉱業權ヲモ確保スル如ク措置スルモノトス

三、政府ハ鉱業法ノ改正ニ当リ本会社ニ對シテ其ノ事業ヲ阻害セザル様適宜ノ処置ヲ講スルモノトス

四、炭礦並鐵道ノ經營ハ石炭價格並運賃ニ支配セラルルコト大ナルヲ以テ尙事業ノ運営ハ最モ緊密ナラシムルモノトス

五、炭礦開發ニ必要ナル鐵道ハ原則トシテ交通会社ヲシテ建設經營セシムルモノトス

六、本事業ノ所要電力ハ差当リ自家發電ヲナスモ将来、北支ニ於ケ

ル電気事業統制方針確立ノ際ハ之ニ基キテ処理スルモノトス

七、炭礦用火薬類ハ自家製造ヲ認ムルモノトス

八、付近ニ於ケル直営炭礦以外ノ小炭礦ノ石炭販売統制ニ関シテハ
別途考慮スルモノトス

こつした開發要領の原案の作成をうけ、實際に炭鉱の開發を実施して
いくための事業主体となる会社の計画案として作成されたものが、次に
示す「井陘炭礦株式会社（仮称）設立要綱案」（以下では、井陘炭礦案
と称す）であつた。

昭和十四年四月

井陘炭礦株式会社（仮称）設立要綱案

北支那開發株式会社

井陘炭礦株式会社（仮称）設立要綱案

第一 方針

井陘正豊炭礦開發要綱案ニ則リ井陘炭礦株式会社ヲ設立ス

第二 要領

一、名稱

井陘炭礦株式会社

二、法人格

差当リ中華民國普通法人トス

三、本店

北京

但シ、必要ナル地ニ支店、出張所ヲ置クコトヲ得

四、資本

資本金国幣 二〇、〇〇〇千円

内訳

北支那開發株式会社（三〇％）

六、〇〇〇千円（内、現物一、五〇〇千円）

貝島炭礦会社

日本同業者

中国側 （五〇％）

一〇、〇〇〇千円（内、現物五七〇〇千円）

五、第一回払込

現物出資（全額払込） 七、二〇〇千円

現金出資（四分ノ一払込） 三、二〇〇千円

計 一〇、四〇〇千円トス

六、事業目的

イ、石炭ノ採掘及販売

ロ、骸炭ノ製造及販売

ハ、炭礦炭礦業ニ対スル投資

二、前各項ニ付帯スル事業

七、役員

社長 一名（開發会社代表）

取締役 六名

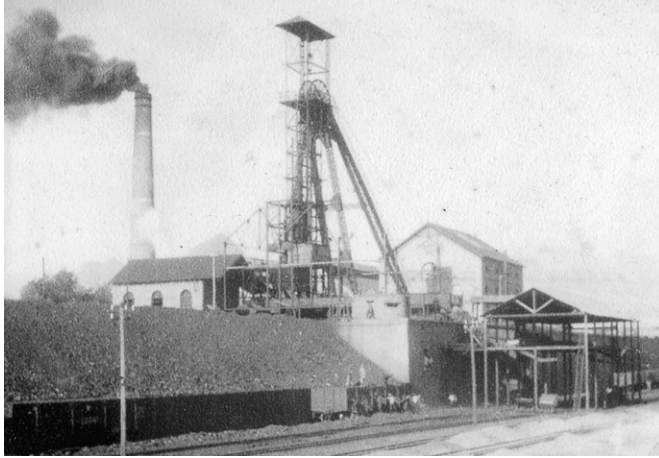
開發会社 一名

貝島炭礦会社

其の他

中国側 三名

監査役 二名（開發会社代表一名・中国側一名）



八、創立費用

本公司ノ負担ニ歸スヘキ創立費用八二〇千円以内トス

この資料から計画段階の井陘炭礦は、会社の規模を示す資本金は二〇〇万円が予定され、出資企業も貝島の単独ではなく他の日本企業の参加を想定していたことが分かる。こうした計画は資料の日付からも窺えるように、三九年から北支那開発と貝島との間で練られていたのである。しかし、会社を実際に設立されるまでには中国占領地の開発を巡ってブロック化が確定するまでの確執もあって、計画案の作成から一年以上の歳月を経過してのこと

であった。前述した当初の計画案（井陘、正豊要綱案および井陘炭礦案）においては貝島の担当する炭鉱等は井陘と正豊の二炭鉱と石家荘の骸炭工場が想定されていたが、この二炭鉱等に加えて六河溝炭礦も貝島が担当することになった。出資企業も貝島のみを単独出資に変更されたうえ、運営する炭鉱が増えたこともあって資本金も

三〇〇万円に増額された。貝島のみを単独出資や炭鉱数の増加は、貝島にとっては望ましいことであつたと思われるが、こうしたことによる出資の増額は貝島にとって想定外の側面があつたものと推測される。

計画案の作成から一年三ヵ月後の一九四〇年七月二日、ようやく井陘炭礦株式会社（中国名は、井陘煤礦股份有限公司）が創立されることになった。同社は日本の中国占領地に所在する井陘炭礦・正豊炭礦・六河溝炭礦の三つの炭鉱と石家荘骸炭工場の運営を担当する企業として設立された³⁵⁾。資本金の三〇〇万円（出資の内訳は表5を参照）は、一株五〇円の株式を六〇万株発行して調達されたが、現金のみは貝島だけで北支那開発と中国側は現金および現物となつており、出資比率（持株比率）も当初の計画では貝島は二〇%、中国側が五〇%とされていたが、設立段階では貝島の出資額が二五%に増加されたのに対して、中国側は四五%に減額され貝島の負担額は四〇〇万円から七五〇万円にと三五〇万円ほど増額している。なお、北支那開発の出資内訳（払込額）は現金二二一万円・現物二五〇万円、華北政務委員会の出資内訳（払込額）は現金三四万円・現物一二五〇万円、中国側の出資のほとんどは現物出資（現物は炭鉱の諸施設のことと推察される）であつた。

表6は井陘炭礦会社の創立当初の株主を一覧表にしたものである。大株主

表5 創立時の井陘炭礦株の出資状況 (1940年)

出資者	出資額 (万円)	株数 (万株)	持株比率 (%)	備考
北支那開発	900	18	30	現金・現物
貝島炭礦	750	15	25	現金
中国側 (華北政務委員会)	1350	27	45	現金・現物
合計	3000	60		

(出所) 『第1回 営業報告書』、『貝島会社年表草案』143頁より作成。

表6 創立時における井陘炭礦(株)の株主一覧

(1941年3月)

氏名	住所	持株数(株)	備考
賀屋興宣	北京市東交民巷 (北支那開発株式会社北京支社)	177,880	北支那開発(株)総裁
汪時璟	華北政務委員会財務総署内	269,760	華北政務委員会代表
貝島太市	北京市朝陽門大街69号 (貝島炭礦株式会社北京事務所)	149,980	貝島炭礦(株)社長
山西恒郎	北京市東交民巷 (北支那開発株式会社北京支社)	1,000	
小川弥太郎	北京市東交民巷 (北支那開発株式会社北京支社)	1,000	
曹汝霖	北京市前門内公安後街2号	200	董事長
草場義夫	北京市東城小羊宣宝胡同1号	100	副董事長
白川一雄	北京市東交民巷 (北支那開発株式会社北京支社)	10	董事
江朝宗	北京市東安門南灣子18号	10	監察人
岩村仙弥	北京市朝陽門大街69号 (貝島炭礦株式会社北京事務所)	10	董事
鈕伝善	北京市交道口南大街85号	10	董事
遠藤萬之助	北京市朝陽門大街69号 (貝島炭礦株式会社北京事務所)	10	董事
周彬岐	北京市前門内新六路6	10	董事
木曾正道	北京市東交民巷 (北支那開発株式会社北京支社)	10	監察人
洪維国	北京市什錦花園9号	10	董事
	合計 15名	600,000	

(注) 1941年3月より玉井磨輔にかわって岩村仙弥が董事に就任している。

(出所)「第1回 営業報告書」より作成。

として名を連ねている賀屋興宣・汪時璟・貝島太市の三名は、それぞれ会社および組織を代表している。「第一回 営業報告書」の株主の記載順は、本来なら汪を筆頭株主とするところを北支那開発の賀屋を筆頭においていることから、同社による実質的な支配形態の一面をあらわしているといえよう。北支那開発を代表する賀屋は、大蔵官僚から昭和戦前期に二度にわたって大蔵大臣に就任し戦時統制経済の発案者と言われる人物で、賀屋が第一次近衛内閣で大蔵大臣を務めていた時に北支那開発株式会社と中支那振興株式会社法が成立している。第一次近衛内閣の蔵相辞任後の三九年八月、北支那開発の初代総裁大谷尊由の死去にもない、賀屋が第二代総裁に就任した。賀屋は総裁を「五年も腰を据えてやれば、非常な大資源を開発して、ほんとうに日華両国の福利増進ができると思つた」⁽³⁷⁾と後年になって回顧しており、貝島等の進出で開発を進めていくことに前向きな姿勢を持っていたと言えよう。

また、株式の四五%を出資して実質的には筆頭株主といえる中国側の華北政務委員会は、北支那方面軍のバックアップによつて一九三七年一月に王克敏を首班として成立した日本の傀儡政権といえる中華民国臨時政府を源泉とする。四〇年三月に汪兆銘の南京政府が樹立されると同政府の委任を受け、河北・山東・山西の三省と北平(北京)・天津・青島の三市の防共・治安・経済活動等の関する政務を処理するための臨時政府を改組した機関として新たに設立されたのが華北政務委員会である。委員長には臨時政府の王克敏が就任した⁽³⁸⁾。この華北政務委員会を代表する株主として名を連ねている汪時璟は、臨時政府の財政部総長や華北政務委員会の常務委員および中国聯合準備銀行総裁等を兼ねる財政通であつた⁽³⁹⁾。

なお、貝島太市も貝島炭礦を代表して株主に名を連ねているが、貝島井陘炭礦会社の設立に際して、北京に中国における事業活動の拠点となる事務所を開設しており、太市の住所は同事務所の所在地が記されている。この三名以外の株主は、井陘炭礦の役員となるための名義上の株主であった。

定款の作成と業務運営体制の構築

日中の合弁会社として設立された井陘炭礦は、その運営のために、五章および付則からなる全四二条の定款が作成された。以下では、この全四二条の定款の中で、各章ごとに重要と思われる定款の条文について検討していくことにする。^⑩

井陘炭礦股份有限公司定款

第一章

第一条 本公司ハ井陘炭礦股份有限公司ト称ス

第二条 本公司ハ中日合弁中華民国法人トス

第三条 本公司ハ左ノ事業ヲ営ムヲ以テ目的トス

一 石炭ノ採掘並販売

二 炭礦業ニ対スル投資並融資

三 骸炭ノ製造並販売

四 前各号ニ付帯スル事業

第四条 本公司ハ本店ヲ北京ニ置キ必要ノ地ニ支店及出張所ヲ置

クコトヲ得

第五条 本公司ノ資本金ハ国幣參千万円トシ内壹千五百万円ハ現

物ヲ以テ充テ壹千五百万円ハ現金ヲ以テ払込ムモノトス

まず、第一章の第二条で記されているように、井陘炭礦会社は日本と

中国（正式には、中華民國）との合弁企業で、法律的な面では中華民国の法人として設立されたことが明記されている。また、第三条では事業の目的が掲げられているが、この中で石炭の販売に関しては後述するように別会社を設立して行なわれた。

第四条の本社（本店）は、設立後しばらくは北京に置かれていたが、一九四四年に鉱業所の所在地に近い石門に移

転している。第五条は同社の資本金額についての規定であるが、条文中も書かれてように井陘炭礦の資本金の約半額は現物出資によって資本金に充当された。

第二章

第七条 本公司ノ株式ハ六拾万株トシ一株ノ金額ヲ五十円トス

第八条 第五条ノ現物出資ニ対シテハ全額払込ノ株式三拾万株ヲ

充ツルモノトス

第九条 本公司ノ株式ハ記名式トシ一株券、十株券、百株券、千

写真2 井陘炭礦事務所

(1940年頃)



株券及一万株ノ五種トス

第十二条 本公司ノ株式ハ本公司ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ス

第十三条 株式ノ譲渡ニ因リ株券ノ名義書換ヲ為サントスルトキハ本公司所定ノ書式ニ依リ当事者ノ署名又ハ記名捺印セル書面ヲ作成シ之ニ株券及本公司ニ於テ必要ト認ムル証拠書類ヲ添ヘ本公司ニ其ノ請求ヲ為スヘシ

改氏名、相続其ノ他ノ事由ニ因リ株券ノ名義書換ヲ為サントスルトキハ前項ニ準シテ本公司ニ其請求ヲ為スヘシ
第十六条 株主又ハ其ノ法定代理人ハ株式取得ノトキ其ノ氏名、住所及印鑑ヲ本公司ニ届出ツヘシ、其ノ変更アリタルトキ又同シ

中華民國、日本又ハ滿州国ニ住所又ハ居所ヲ有セザル株主又ハ其ノ法定代理人ハ前記三国内ニ於テ通知又ハ催告ヲ受クヘキ住所又ハ代理人ヲ定メ本公司ニ届出ツヘシ
其ノ変更アリタルトキ亦同シ

第十七条 公司其ノ他公私ノ法人カ本公司ノ株式ヲ所有スルトキハ其ノ代表者一名ヲ定メ本公司ノ株主名簿ニ之力記載ヲ受クヘシ

第二章は株式について規定されているが、第八条に記載されているように現物の出資に関しては、全額払込とみなすとされていることから現物を出資した北支那開発と中国側は実際にはかなりの負担の軽減となつたと言えよう。また、第二二条は株式を公開せず閉鎖的に関係機関のみで所有するために規定された条文であり、株式を公開して広く一般から資

金を調達するということは考えられていなかったようである。したがって、第一三条においては株式の移転に関して株主の自由に譲渡が出来ないような制限事項が規定され、第十六条では、株主の所在地（或いは、株主の国籍）を日本の勢力下にあつた中華民国・日本・滿州国の三国内のみ限定するための条文で、其の他の国の国籍を有するものが株式の取得を出来ないようにするために規定されたものと思われる。

第三章 株主 総会

第二十条 本公司ノ定時株主総会ハ毎年五月、臨時株主総会ハ必要アル毎ニ董事長
又ハ副董事長之ヲ招集ス
総会ノ日時、場所及会議ノ目的タル事項ハ董事長又ハ副董事長之ヲ定ム

第二十一条 総会ノ議長ハ董事長又ハ副董事長之二当ル
董事長、副董事長共ニ事故アルトキハ董事ノ中一人之二当ル、総会ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決権ヲ行使スルコトヲ妨ケス

第三章は株主総会に関する規定であるが、井陘炭礦会社の実質的な運営は貝島炭礦が行なつており、中国側から選出される董事長（社長）よりも日本側（貝島）から選出される副董事長（副社長）の方が、総会の議事内容の決定や運営全般にあつてもより優位な立場で株主総会に臨んだものと推察される。

第四章 役員

第二十七条 本公司ニ董事八人以内及監察人二人以内ヲ置ク
第二十八条 本公司ノ董事ノ任期ハ三年トシ監察人ノ任期ハ一年ト

ス、但シ各任期中ノ決算期ニ関スル定時株主總會ノ終結前ニ任期滿了スルトキハ其ノ總會ノ終結ニ至ル迄之ヲ伸長ス

補欠ニ因リ選任セラレタル董事又ハ監察人ノ任期ハ前任者ノ残任期ニ抛ル

第二十九条 董事及監察人八十株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第三十一条 董事中ヨリ董事長一名、副董事長一名ヲ株主總會ニ於テ選任ス

第三十二条 董事長、副董事長ハ本公司ヲ代表シ且、本公司ノ業務ヲ総理ス

董事長、副董事長共ニ事故アルトキハ董事中ノ一名其ノ職務ヲ代理シ董事長、副董事長共ニ欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

第三十三条 董事長、副董事長ヲ補佐シ本公司ノ業務ヲ掌理ス
議決ス 董事ハ董事會ヲ組織シ本公司ニ関スル重要ナル事項ヲ

董事會ハ董事長又ハ副董事長之ヲ招集シ且、其ノ議長トナリ其ノ議事ハ董事ノ過半数ヲ以テ之ヲ可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

董事會、決議及議事ノ要領ハ之ヲ決議録ニ記載シ出席董事之二署名又ハ記名捺印スルモノトス

第四章は役員について規定されたものであるが、第二十九条に規定されているように董事（取締役）や監察人（監査役）になるには一〇株以上

の持株を必要とすることから、役員の大半は前述したように役員になるための実際には株式を所有していない名義上のみの株主であった。また、第三十二条に規定されているように井陘炭礦会社は董事長および副董事長の両名が同社を代表して「業務ヲ総理ス」と規定されており、この文面からするとこの両名のうち日本側を代表する副董事長が同社における実質的な最高意思決定者であったと言えるであろう。そして、第三十三条の董事會（取締役會）の進行についても実際には副董事長が招集して議案の取りまとめを行っていたものと推察される。

第五章 計算

第三十六条 董事長又副董事長ハ決算期毎ニ營業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書及損益処分ニ関スル議案ヲ作成シ監察人ノ意見書ヲ添ヘ定時株主總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ受クヘシ

第三十七条 本公司ノ利益金ハ当該決算期ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル残額トシ之ニ前期繰越金ヲ加ヘテ左ノ方法ニ依リ之ヲ処分スルモノトス

- 一 法定積立金 利益金ノ百分ノ十以上
- 二 従業員退職給与積立金
- 三 役員賞与金
- 四 株主配当金
- 五 特別積立金
- 六 後期繰越金

付 則

第四十条 本公司ノ負担ニ歸スヘキ設立費用八二万五十円以内ト

又

第四十一条 本公司ノ定款ハ日本文及華文ヲ以テ各一通ヲ作成ス

第四十二条 本公司設立發起人ノ姓名住所及引受株数左ノ如シ

姓 名 住 所 引受株数

北支那開發会社總裁 北京東交民巷

賀屋興宣 北支那開發会社北京支社内

一七七、八八〇株

華北政務委員會代表 華北政務委員會財政總署内

汪 時璟

二六九、七六〇株

貝島炭礦株式会社 北京朝陽門大街六九号

貝島太市 貝島炭礦株式会社北京事務所内

一四九、九八〇株

山西恒 北京東交民巷

北支那開發会社北京支社 一、〇〇〇株

小川弥太郎 北京東交民巷

北支那開發会社北京支社内 一、〇〇〇株

曹 汝霖 北京前門内公安後街二号 二〇〇株

草場義夫 北京東城小羊宣宝胡同一号 二〇〇株

玉井磨輔 北京朝陽門大街六九号 北京朝陽門大街六九号

貝島炭礦株式会社北京事務所内 一〇株

江 朝宗 北京東安門南灣子江万 一〇株

白川一雄 北京東交民巷

北支那開發会社北京支社内 一〇株

鈕 伝善 北京交通口南大街八五号 一〇株

遠藤萬之助 北京朝陽門大街六九号

貝島炭礦株式会社北京事務所内 一〇株

周 彬岐 北京前門内新大路六号 一〇株

木曾正道 北京東交民巷 北京東交民巷

北支那開發会社北京支社内 一〇株

洪 維国 北京什錦花園九号 一〇株

右、井陘煤礦股份有限公司設立ノ為之ノ定款ヲ作り發起人一同左

二署名捺印ス

昭和十五年七月二十二日

井陘煤礦股份有限公司發起人

第五章では決算關係の書類の作成と利益金の処分方法が規定されているが、同社のこうした決算關係の書類をもとにした経営分析については後述する。なお、付則の第四一条に規定されているように定款は日本語と中国語の二ヶ国語で作成されているが、中国語の定款について筆者は現在のところ未見である。また、第四二条の同社設立發起人は、創立時の株主とほぼ同一人物が發起人として名を連ねている。

こうした定款の作成とともに役員を選定や経営組織等の業務運営体制が構築されていったが、まず、表7の役員から検討していく。董事長の曹汝霖は一八七七年に上海で生まれ、辛亥革命後の臨時政府等において外務大臣や財務大臣などに就任した。しかし、一九一九年の五・四運動のデモでは日本への協力者とみなされ親日売国奴として攻撃をされた人物であり、この履歴からみても名前だけの役職者として日本側にとって

誠に都合の良い人物であったといえよう。この他、中国側からの人物は曹同様に日本への協力者で、実際には経営に参加しない(或いは、させない)名前のみで役員であった。

これに対して日本側は、名目ではナンバーツの副董事長(日本では副社長に相当)に就任した草場義夫が実際の責任者として経営面での配を振るつたのである。貝島を代表して副董事長の役職についた草場は、一八八六年に佐賀県で生まれ、東京帝国大学採鉱冶金学科を卒業後、貝島に入社した。貝島では主として大之浦などの炭鉱現場での技術面を担当し、草場の妻は佐賀で古賀銀行等を経営していた古賀一族の出身であった。⁽⁴²⁾ 草場の中国への派遣は、こうした草場の技術者としての経験を占領地の炭鉱で行かしていくためであったと思われる。貝島炭礦の取締役を務めていた草場が派遣団の団長に任命され、中国における貝島の総責任者という重責を負うことになったのである。

草場の他に貝島から玉井磨輔と遠藤万之助の二名が董事(取締役)として井陘炭礦の経営に参画した。玉井磨輔は貝島太市の縁戚にあたり、

表7 創立時井陘炭礦(株)の役職者 (1940年7月)

役職	氏名	備考
董事長	曹汝霖	
副董事長	草場義夫	貝島合名会社
董事	玉井磨輔	貝島炭礦(株)
董事	遠藤万之助	貝島炭礦(株)
董事	白川一雄	北支那開発(株)
董事	江朝宗	
董事	鈕伝善	
董事	周彬岐	
觀察人	木曾正道	北支那開発(株)
觀察人	洪維国	

(注) 備考には、日本側の所属企業を記載しているが、草場は、1938年8月に貝島炭礦(株)取締役を辞任し、貝島合名会社の理事に就任している。

(出所)「第1回 営業報告書」、「貝島会社年表草案」137・143頁より作成。

貝島炭礦の取締役や貝島合名会社の理事等の貝島系企業グループの要職を歴任し、貝島太市の信任の厚い人物であった。玉井は太市の名代として董事に就任したもので、現地には会議等の要務のあるときにのみ出張していたと思われる。これに対して、遠藤は草場とともに現地に赴任して井陘炭礦の運営にあたった。遠藤は東京の出身で東京高等商業学校を卒業後、貝島に入社した。⁽⁴³⁾ 貝島では東京支店長や若松支店長等を歴任し、主には販売部門を担当していた。

また、北支那開発から董事として派遣されている白川一雄は、井陘炭礦会社の総務部長と開灤炭礦の最高監督官を兼ねていた。白川は東京帝国大学法学部を卒業後、白川製陶社長・名古屋合板社長・下津井鉄道取締役等を歴任した実業界出身の事業家で、⁽⁴⁴⁾ 貝島出身者が中心となって運営している井陘炭礦会社の言うならばお目付け役的な存在であったと思われる。

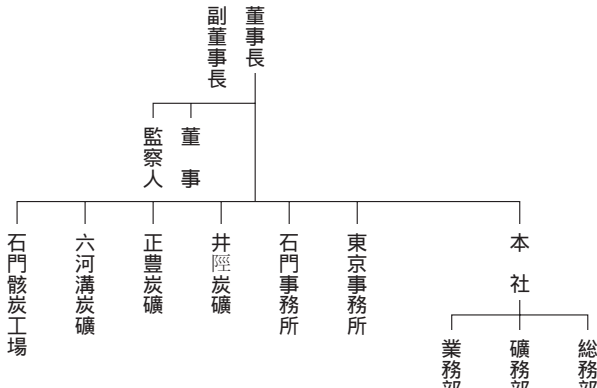
こうした役職者の就任とともに会社の業務を実際に運営していくための経営組織の構築が併せて進められていった。

設立時の井陘炭礦会社の経営組織は図1のような機能別組織(職能部門別組織)が整備された。本社(本店)は北京に置かれ、本社の主要部門として総務部・礦務部・業務部の三部が組織されて同社の所有する各炭礦等の管理や運営を統括したが、同社の実質的な親会社である貝島炭礦との連絡をとるために東京事務所も開設され、経営面についての貝島側の意向は東京事務所を通じて行われたものと考えられる。したがって、北京の本社同様に東京事務所も同社の意思決定について重要な役割を果していたと言えよう。また、同社の所有する炭鉱の所在地により近い石門にも事務所を開設し、炭鉱現場との密接な意思疎通をはかった。

会社の幹部には貝島出身者が多く就任し、特に最重要部門といえる各炭礦長には井陘炭礦長に宮島庚子郎、正豊炭礦長に河野敏、六河溝炭礦長に古賀重俊、石門散炭工場長に乃美恵造がそれぞれ就任した⁽¹⁵⁾。これらの人々は貝島が中国への進出を開始した一九三七年から翌三八年にかけて華北占領地へ派遣されており、事業内容についても熟知していたと思われる。

したがって、同社の実質的なトップである草場とともに各炭礦長や工場長を貝島出身者が占めることでより有機的なチームワークで井陘炭礦会社の事業活動を推進していくことが可能となったといえよう。しかし、組織の中には董事等に北支那開發の出身者もあり、こつたことがもとなつてのちに考察していくような社内における運営面で不協和音が生じてくることとなるのである。

図1 井陘炭礦(株)の経営組織 (1941年)



(出所) 『第1回 営業報告書』、『北支那開發株式会社及関係会社概要』(『日中戦争史資料4 占領区支配』490~491頁)等より作成。

三、戦時体制の進展と井陘炭礦(株)の事業展開

(一) 戦時体制の進展と占領地の動向

井陘炭礦会社の設立された一九四〇年、新体制確立を標榜する第二次近衛文麿内閣が成立し(内閣が発足した七月二日は、奇しくも井陘炭礦会社が設立された日である)、政治(軍事)面では九月に日本軍の北部仏印への進駐の開始と日独伊三国同盟が調印され、政党の解消にも拍車がかかり同年一〇月には大政翼賛会が発足した。経済面では同年の春頃から日中戦争の行き詰まりから「経済新体制」という言葉が使用されるようになり、国家による統制の強化と国防経済の確立を目指した「経済新体制確立要綱」が同年一二月に閣議で決定されるなど、日本国内では戦時体制の構築に向けた動きがより活発化していった。「経済新体制確立要綱」は、私企業の利益を保証しつつ、戦争遂行のため重点的な軍需産業の生産増加をはかるため業種別・物資別の統制団体をつくり、財界がその統制団体の主導権を握ると言うものであった⁽¹⁶⁾。翌四一年四月の鉄鋼統制会の設立を皮切りにして以後、次々に重要業種ごとに統制会が作られていったが、石炭業では四一年七月に貝島太市が石炭統制会の設立準備委員に任命され、同年一月に石炭統制会が設立されると太市は同会の評議員に就任するが、戦時体制下のもとで企業活動にも一定の枠がはめられていくことになったのである。

また、中国大陸においては一九四〇年三月三〇日、汪兆銘を首班とする中華民国国民政府が南京に樹立され、同日、これにより中華民国臨時政府と中華民国維新政府が解散し、北京に王克敏を委員長として華北政務委員会が成立したが、中華民国政府や華北政務委員会は日本軍の傀儡

政権以外の何物でもなく、六月には王克敏にかわって王揖唐が華北政務委員会の委員長に就任している⁴⁸。また、軍事面では同年五月から六月にかけて日本軍が宜昌作戦を展開し、五月から一〇月にかけては重慶への無差別爆撃を実施して国際的な非難を受けたが、中国戦線は全体的に膠着し日本軍は戦略的持久戦を余儀なくされる状態であった。

この頃の中国は、こうした占領下に樹立された日本の傀儡政権の中華民国国民政府と蒋介石を首班とする中華民国国民政府（重慶政権）および中国共産党（紅軍）の三つ巴の状態⁴⁹で、日本軍・蒋介石軍・共産軍の各々が自陣営に有利になるような鉄道の爆破や工場の襲撃等のテロ的な行為や戦闘を繰り返し、自陣営にとってあらゆる好ましくないものから「匪賊」と称してよび捨てるようになっていった⁴⁹。実際にも治安の悪化から徒党を組んで略奪行為を行う「匪賊」的集団もいたものと思われるが、その多くは日本軍・蒋介石軍・共産軍の各々が自陣営こそ正当な統治者であることを主張するために相手陣営の正当性を否定する目的で使用するようになったものと考えられる。井陘炭礦においても度々「共産匪」の襲撃を受けており、これが本場の共産軍による行為であったのかどうかの真意の程は不明であるが、こうしたテロ的な行為や戦闘が発生すると敵対する陣営の仕業と見なされるようになったのである。

（二）井陘炭礦(株)の事業展開

井陘炭礦会社が設立され、同社の活動がスタートした一九四〇年の事業所の概要を纏めたものが表8である。鉱業所が井陘炭礦・正豊炭礦・六河溝炭礦の三箇所に工場が石門骸炭工場の一箇所という状況で、前述したようにそれぞれの鉱業所等のトップには貝島の出身者が就任して陣

頭指揮にあたった。鉱業所の鉱区面積では井陘炭礦と六河溝炭礦が約一三〇万m²ではほぼ拮抗しているが、埋蔵量では井陘炭礦が突出しており、貝島系の三炭鉱はともに骸炭の製造や製鉄用の石炭に適した瀝青炭を生産し、この瀝青炭こそ日本が軍需の面からも垂涎的として欲していた石炭であった⁵⁰。

また、従業員数では貝島の出身者を含め日本人は事務職・技術職（石門骸炭工場では、職員と記載）が殆どを占め、これに警備員が若干名いる程度で炭鉱労働者の大半は現地の中国人であった。日本人は各鉱業所等で管理職的な役割を担っていたものと推察されるが、従業員のうち警備員が各炭鉱ともに一〇〇名を超えており、このことから炭鉱所在地の治安状態がいかに悪かったかが窺えるとともに、井陘炭礦会社の経営状況を不安定化する要因にもなのである。

さて、これらの諸炭鉱等を擁する井陘炭礦会社の設立初期の経営状況について同社の『第一回 営業報告書』（一九四〇年七月～一九四一年三月）には次のように記載されている⁵¹。

井陘炭礦八民国廿九年・昭和十五年三月ノ事故（井陘炭礦のガス爆発で三四二名が死亡：引用者）ニヨル創痍未ダ癒エザル俛ヲ七月下旬新会社ニテ引継ギタルガ不幸翌八月下旬匪襲ヲ蒙リテ其復旧愈容易ナラザルモノアリシガ十月下旬以降出炭回復顕著トナリ、民国三十・昭和十六年三月二八約五一、〇〇〇吨（一日約一、七〇〇吨）七月二十二日以降期末累計二七一、八一―吨（予定比+四五、一七一吨、内輸出炭約九万吨）一箇年計三七六、三三六吨ノ出炭ヲ見ルニ至レリ

正豊炭礦八出炭順調ニ終始シ民国三十・昭和十六年三月出炭約六万吨

（一日約二千吨）今期

表8 中国における貝島系諸炭鉱等の概要および従業員数

、諸炭鉱等の概要

[井陘炭礦]		(1940年頃：トン)
所在地	河北省井陘県東北崗頭村	
鉱区面積	12,876,304m ²	
埋蔵量	65,406,359	
可採炭量	39,244,000	
炭質	強粘結性ヲ有スル高度瀝青炭ニシテ骸炭製造ニ適ス	
[正豊炭礦]		
所在地	河北省井陘県東北鳳山村	
鉱区面積	5,220,000m ²	
埋蔵量	35,967,000	
可採炭量	18,150,000	
炭質	強粘結性ヲ有スル高度瀝青炭ニシテ骸炭製造	
[六河溝炭礦]		
所在地	河北省安陽県觀臺鎮（河北・河南両省ノ境界二位置ス）	
鉱区面積	12,495,000m ²	
埋蔵量	38,486,000	
可採炭量	15,394,000	
炭質	粘結性高度瀝青炭ニシテ灰分及硫黄分少ク骸炭製造ニ適ス	
[石門骸炭工場]		
所在地	河北省石門市	
製造能力（月産）	3,256	
1939年度の製造実績	17,625	
1940年度の製造状況	作業順調ニ進行シツツアリ	

、従業員数

(1940年9月末現在：人)

	事務員	技術員	職員	警備員	傭員	裡工	包工	臨時工	差役	工人	その他	合計
井陘 (日)	20	16										36
(中)	64	35		150	458	736	3,964	180			8	5,595
小計	84	51		150	458	736	3,964	180			8	5,631
正豊 (日)	14	10		4								28
(中)	17	8		98	98	606	5,100	378				6,305
小計	31	18		102	98	606	5,100	378				6,333
六河 (日)	17	13		3								33
(中)	9	10		119	26	579	2,030	628				3,401
小計	26	23		122	26	579	2,030	628				3,434
石門 (日)			11									11
(中)			21						28	293		342
小計			32						28	293		353

(注) 従業員数の(日)は日本人・(中)は中国人を、六河は六河溝炭礦・石門は石門骸炭工場略である。

(出所) 「各部提出社史原稿 井陘炭礦(1)」、「北支那開発株式会社及関係会社概要」より作成。

(ハヶ月余) 計四五九、一四三吨 (内輸出約三万吨) 八十四年度出炭
 量 (同四月ヨリ十五年三月迄合計四五、八五四吨) ヲ陵駕シ十五年
 四月以降ノ合計八六九三、二七六吨ニ上ル
 軍管理六河溝炭礦ノ出炭亦前年ニ比スレバ左ノ如ク遜色ナシ (中略)
 石門骸炭工場ノ骸炭生産量ハ一日約一〇〇吨ノ最高能力ヲ順調ニ發揮

シ続ケ民国廿九年・昭和十五年七月二十二日以降、民国三十年・昭和
 十六年三月末迄計二四、六五一吨、
 發送二六、四四九吨ハ主トシテ石景山製鉄向ナリ
 同所副産品中主ナルモノハコークスルタール月約二二〇吨、アンモニヤ水
 素ベンゾール各月約二〇吨アリ

販売ニ就テハ華北石炭会社成立迄ハ従来通り、興中公司販売部ヲシテ取扱ハシメ民国廿九年・昭和十五年九月迄各炭一率山元渡砲六円七十五銭ニテ仕切り同十月以降軍管理工場向及一般民需用炭売値砲三円五十銭値上トナリタレバ十、十一月ノ炭價並ニ石門工場製品ハ委託販売トセシメタリ、十二月以降ハ一切販売会社扱トナリ其買取炭價ハ同社設立ノ趣旨ニヨリプール平準價格制ヲ採用スベキ筈ナリシモ売値ノ変更方認メラレザル為メ暫定的ニ軍管理炭礦炭ト共ニ正豊、六河溝ハ山元渡一率砲七円七十銭、但シ井陘八七円八十銭ニ決定、該炭ハ石門、井陘、正豊、六河溝ヲ突入新夕ニ積込渡砲三〇円、石門工場副産品亦夫々適當値上ゲ決定ヲ見タリ

然リト雖モ十四年十一月以降山元原價ハ其主要品タル坑木ニ於テ従来反シ高値ナル日本内地材ヲ主トシテ使用ノ止ムナキニ立至リタルト食糧品器具類ノ昂騰顕著ナルモノアリ、加之防備、警備費ノ増高等ニヨリ近來稀ナル昂騰ヲ示現シツツアリ

サレバ目下販売会社ガプールニヨリ決定セントスル十六年度買取炭價ノ取極メニ就テハ開發会社八元ヨリ軍、興亜院ノ適切ナル指導ト援助トニヨリ妥當ナル原價ト適正ナル償却並ニ利潤ヲ計上スルコトトナレリ、之ガ実現コソハ我社炭ノ如キ強粘結性炭ノ増炭確保トナリ、聽テ東亞共榮圈確立ノ大目的ニモ副ヒ延イテハ北支炭界ニ於ケル先驅的地位ニ立テル日支合併会社トシテノ使命達成ニ庶幾スル所以ナリト信ズ

以上の記述から窺えるように、井陘炭礦では一九四〇年三月にガス爆発事故があり、四九四名が罹災し、このうちの三四二名が死亡した。

この事故に対処するため貝島では救援隊を組織し、和田兼次郎を隊長とする一二名の社員を派遣、救援の任務を無事に遂行して和田隊長以下は

六月に帰国の途についた。また、八月には匪賊（共産党軍カ）の襲来があり採掘・採炭設備等が被害を受け、こうしたことが井陘炭礦の出炭量に大きな影響を与えたのである。²⁹⁾

これに対して正豊炭礦・六河溝炭礦・石門該炭工場は順調に運営されており、石炭の販売は華北石炭販売株式会社が設立されるまでは、興中公司石炭販売部が取扱っていた。山元渡しの石炭の炭價はトン当たり一九四〇年の六円七五銭から翌四一年には一円近くの値上がりとなり、井陘炭のみが七円八〇銭と他と比較して一番高い炭價となっているのは、それだけ井陘炭の品質が優れていたことによるものと推察される。³⁰⁾しかし、この『営業報告書』の中でも指摘されているが、採炭のための重要な備品である坑木を日本の内地産を使用することになったことや炭鉱の防備と警備費の費用（これは、井陘炭礦を含む貝島系の諸炭鉱についても同じである）の増加が「近來稀ナル昂騰ヲ示現シツツアリ」とあることから、こうした要因が次第に井陘炭礦会社の経営を圧迫するようになってきたものと考えられる。

(三) 井陘炭礦(株)の出炭高と石炭販売

出炭高の推移

表9は井陘炭礦会社の諸炭鉱からの出炭高の推移を纏めたものである。これらの諸炭鉱が貝島系となった頃の一九三八年には三鉱で約六二万トンの出炭高であったが、その後、大きく改善され四二年には約一八〇万トンと三鉱で約三倍の出炭高を記録している。三鉱の中心となるのが井陘炭礦であり、三八年の約二六万トンという出炭量に対して翌三九年には二倍以上の約六八万トンという出炭量を記録している。しかし、四〇

年の三月に同鉱でガス爆発が発生し、五〇〇名近くが被災し、その内の三〇〇名以上が死亡するという大きな炭鉱事故が起きたこともあって、同年は大幅に出炭量が減少している。その後、四二年には約九六万トンを出炭するまでに回復し、このまま順調な出炭を継続していたならば、一〇〇万トン以上の出炭も可能であったものと考えられる。

同鉱以外の正豊炭鉱と六河溝炭鉱も貝島系となった三八年が出炭量の底となっており、両鉱ともにその後は出炭量を大きく伸ばして、正豊炭鉱は四一年に三八年の約二倍以上の石炭を採掘しており、こうした各鉱における出炭高の進展は貝島の技術力等も大きく影響していることと考えられる。

表9 中国における貝島系諸炭鉱の出炭高の推移 (トン)

年代	井陘炭礦	正豊炭礦	六河溝炭礦	合計	貝島炭	総計
1938	262,574	106,790	246,405	615,769	2,425,720	3,041,489
1939	683,617	451,852	343,413	1,478,882	2,277,310	3,756,192
1940	371,000	693,000	344,000	1,408,000	2,301,272	3,709,272
1941	622,000	744,000	338,000	1,704,000	2,153,056	3,857,056
1942	958,000	305,000	524,000	1,787,000	1,938,688	3,725,688
1943	855,000	414,000	307,000	1,576,000	1,888,003	3,464,003
1944	912,000	525,000	247,000	1,684,000	1,701,875	3,385,875
1945	不明	不明	不明		928,000	
小計	4,664,191	3,239,642	2,349,818	10,253,651	15,613,924	24,939,575

(注) 貝島炭は、日本国内における貝島系諸炭鉱の出炭高の合計を示した。1945年の合計と総計は算出してない。

(出所) 「年表付表・出炭調査表」(A5-8-1)、「出炭調」(A12-4-3)等より作成。

これら中国における貝島系諸炭鉱と日本国内での貝島系諸炭鉱の出炭高の合計を表9の中で算出しているが、日本国内では貝島の出炭高は次第に減少傾向を示しているのに対して、逆に中国では年による増減もあるものの三八年からみると大幅な増加となっており、合計の出炭高は三〇〇万トン台で推移しており、国内の落ち込み分を中国の出炭が補完するような形勢となっている。

この表から窺われる貝島の大陸進出の戦略は、日本国内の出炭高を凌駕するような炭鉱経営を中国大陸で行なって、石炭企業としてのさらなる飛躍を遂げようとするものであったものと推察され、同表から見ると限りにおいて、ある程度は成功しているといえよう。また、三八年から出炭高のはっきりと分かる四四年までの中国と日本国内の出炭高の合計は、中国側の一〇、二五三、六五二トンに対して日本側の出炭高は一三、七五七、九二四トンであり、このままの傾向で出炭高が推移していたならば貝島は国内の出炭高よりも中国の出炭高の方がより増した可能性もあったと思われる。

石炭販売と華北石炭販売会社の設立

採掘した石炭をどのような経路で販売するかは、石炭企業にとって最も重要な問題であり、日本国内から中国に進出した企業ほとんどは中国国内における販売網をもっていなかったものと思われる。

中国国内における石炭の販売(配給)は、当初、株式会社興中公司の石炭販売部によって行なわれていたが、同社の発展的解散により、新たな販売機関の創設が模索されることになった^(註)。新たな販売機関は中国や満州そして日本への石炭の供給を目的にした会社の設立が構想されるようになり、単なる販売(配給)会社ではなく、北支那開発と同様にその

目的や活動範囲が中国全土におよぶことから国策会社に近い形態の株式会社として設立されることになり、この頃に中国へ進出していた炭鉱企業の代表者等（貝島からは貝島太市）が設立発起人となって、新たに設立されることになったのが華北石炭販売股份有限公司（日本名は、華北石炭販売株式会社と称し、以下では華北石炭会社と略す）であり、同社の設立までの経過および概要は以下の通りである。⁽⁵⁾

華北石炭販売股份有限公司八北支各炭礦ノ急速ナル開發充ヲ助成シ且北支ニ於ケル石炭ノ販売ヲ統制シ配給ノ合理化並適正價格ノ維持ヲ図ルト共ニ、海陸輸送ニ依リ日本滿州及中南支向石炭ノ供給ヲ確保セントスル目的ヲ以テ昭和十五年九月下旬、日本政府及華北政務委員會兩者間ニ於テ本公司設立ノ要綱二閣スル最後の決定ヲ見、十月三十日資本金二〇、〇〇〇、〇〇〇円ヲ以テ設立ヲ見タルモノニシテ從來興中公司ノ取扱来リタル北支石炭ノ輸送並販売事業ノ一切及担当従業員ヲ吸収シ同年十二月一日ヨリ本格的ニ營業開始ノ運ヒトナリタルモノナリ

- 一 法人格 中国普通法人
- 二 設立年月日 昭和十五年十月三十日
- 三 本店所在地 北京市内六区官豆腐胡同一號
- 備 考 昭和十六年三月、本店ヲ北京市内二区大木倉十三號ニ移転ス

四 事業目的
北支地売炭並輸移出炭（骸炭其ノ他利ノ副産物ヲ含ム）ノ受託又八買取販売
前号ニ付帯又八関連スル事業並増産奨励上適當ナル事業

このようにして設立された華北石炭会社の資本金二〇〇万円は、株式によって調達され一株五〇円で四〇万株が発行され、その株主を一覧表にしたものが表10である。同社の筆頭株主は北支那開發で、これに続くのが華北政務委員會でありこの二者で出資額の半分以上を占める。そして、井陘炭礦会社が第三位の株主として連なり、井陘炭礦会社のあとを三井鉱山・三菱鉱業という財閥系の企業が続き、貝島炭礦はこの中では最も少ない出資額となっている。しかし、井陘炭礦会社は貝島系の企業であり、同社と貝島炭礦の出資額を合計した三五〇万円は、三井鉱山を大きく上回って出資比率も約一八%となるなど、貝島の大進出に賭けた思いをことうした数字からも読み取ることができよう。

この華北石炭会社には井陘炭礦会社および貝島炭礦から曹汝霖と遠藤万之助が董事に就任しているが、日中の合弁企業とはいいながら井陘炭礦会社と同じく会社の実権は日本人によって握られていたであり、会社発足時の社員数は職員一

表10 華北石炭販売株主一覽

株主企業名	株 数 (株)	出資額 (円)	出資比率 (%)
北支那開發株	116,000	5,800,000	29.0
華北政務委員會	108,000	5,400,000	27.0
井陘炭礦股份有限公司	60,000	3,000,000	15.0
三井鉱山株	26,500	1,325,000	6.6
三菱鉱業株	26,500	1,325,000	6.6
明治鉱業株	26,500	1,325,000	6.6
大倉鉱業株	26,500	1,325,000	6.6
貝島炭礦株	10,000	500,000	2.5
合 計	400,000	20,000,000	

(注) 出資比率の小数第1位以下は、切捨にした。
(出所) 「各部提出社史原稿 井陘炭礦(1)」、「北支那開發株式会社及關係会社概要」(『日中戦争史資料4 占領区支配』、496頁)より作成。

七九名・准職員三〇三名の合計四八二名であった。⁽³⁶⁾

また、図2は華北石炭会社の経営組織をあらわしたものである。同社では董事長のもとに総務部・営業部・検査役・東京支社を主要な部署とする組織を形成し、この他に中国各地に販売事務所と受渡事務所を設置して、井陘炭礦会社等の日本からの進出企業が採掘した石炭の販売および流通を円滑に進めていくための組織作りを行っていた。こうした中国国内における石炭販売の他に、日本や満州への石炭の輸出も同社によって担われることになったのである。

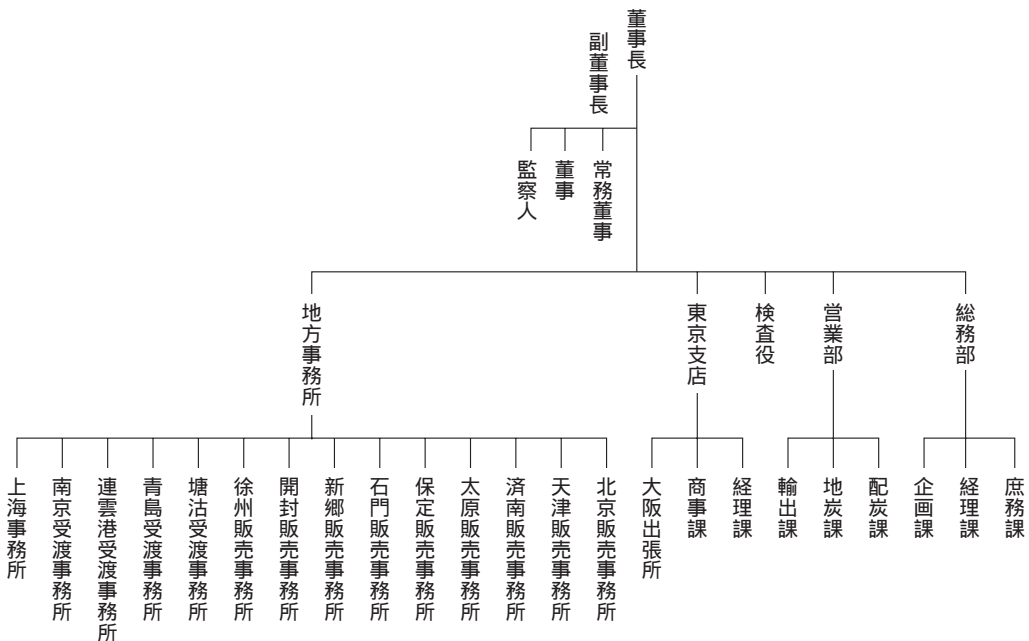
四、井陘炭礦(株)の企業統治と財務状況

(一) 井陘炭礦(株)の企業統治と北支那開發会社

本節では井陘炭礦会社における企業統治について検討していくが、井陘炭礦会社は資本関係では北支那開發を大株主とするともに、北支那開發側からすると同社の子会社ともいえるような側面もあり、井陘炭礦会社の企業統治には貝島と北支那開發の両社から検討していく必要があると思われるが、本節では主として「昭和十七年九月 北支出張報告書」を主要資料として、貝島側から見た企業統治の実態を考察していく。

「昭和十七年九月 北支出張報告書」は、一九四二年六月二三日に発生した正豊炭礦の出水事故に関連して貝島炭礦本社から派遣されて現地での対策にあたった貝島弘人他二名から会社等に提出された報告書である(貝島弘人は貝島太市の娘婿で、太市の後継者として一九六三年に貝島炭礦の社長に就任している)。同資料は正豊炭礦の出水事故に関する報告を主として井陘炭礦会社の経営状況や北支における炭鉱業等に

図2 華北石炭販売(株)の経営組織



(注) 東京支店のもとに大阪出張所の他、主要港の神戸と門司にそれぞれ駐在員が派遣されていた。
 (出所) 「各部提出社史原稿 井陘炭礦(1)」、「北支那開發株式会社及關係会社概要」(『日中戦争史資料4 占領区支配』、495~496頁)等より作成。

ついても触れており、井陘炭礦会社も一九四〇年の設立から二カ年を経過し企業体としても次第に軌道に乗ってきた頃の様子を窺つことのできる貴重な資料と考えられる。

同資料では、まず北支において事業を展開していくにあつての実情が次のように記されている。

(前略) 北支ニ於ケル事業ニ対シテハ夥シキ監督官庁ガ存在スル。而シテ凡ユル面ニ於テ軍ノ監督ガ圧倒的デアリ軍ノ意ニ反シテハ一片ノ計画サヘモ立テ得ヌノガ実情デアル。

其軍又經濟參謀、特務機關、憲兵隊ト並列的ニ權威ヲ持チ各々現地、北京ト段階的ニ重圧ガ加ヘラレル。加之興亜院、開發会社ト監督ハ加重サレ、而モ何レヲ重シ、何レヲ輕シトスル區別ハ立テ得ズ、全部ガ第一位ノ取扱ヲ受ケネバ承知セヌ態ノ專横的權威ヲ主張スル。

又上述ノ重複的監督組織ハ必然ニ割拠的繩張擴張ノ弊ヲ生ジ相互ノ横断的連絡ヲ欠ク事ガ多イ。

一方軍、興亜院方面ノ当局者ハ長キモ二年ヲ経レバ交代シ、施政ノ方針モ亦一変スルヲ通例トスル。(註一)

更ニ又現地諸機關ノ貝島会社及至井陘会社ニ対スル認識必シモ同一デハナイ。(註二)

斯ノ如ク錯雜セル關係各方面トノ折衝ハ極メテヤリニクキ事当然ナルモ其間ニアツテ井陘会社ガ兎モ角モ相当ノ好感ヲ以テ遇セラレツ、アル事ハ、今回ノ如キ事件ニ際シテ何ヨリモ心強キ事デアツタ。(註三)

(中略)

(註一) サレバ此間ニ処シテ在支会社ノ当事者八個人的の好感或ハ偶然的の好感ヲ獲得スルヲ希ツテ所謂ウマク立廻ツテモ究極ニ於テ永ツ

ゞキハセズ、永キニ亘ツテ信用ヲ博センニハ結局百難撓マス、誠実事ニ当ルノ努力以外ニナキ事ヲ痛感スル。現ニ焦作炭礦某主腦者ハ北支軍当局ノ非常ナル信用ヲ博シテアリ乍ラ中支軍ノ忌憚ニ触レテ失脚シタル事例アリ個人的、一時的の好感ノ如何ニ薄弱ナルカヲ物語ツテ中ル。

(註二) 軍、興亜院方面ハ比較的ニヨク貝島ノ北支炭礦開發ニ就テノ功勞ヲ認識シ、且北支ニ於ケル事業經營ノ方式ニ就テ今モ尚伝統的ノ解釈ヲ保持シテアル如ク井陘会社ハ貝島ノ外地ニ於テ經營スル事業デアルトノ考ヲ抱イテアル様ニ見受ケラレル。從テ出水ニ對シテハ貝島トシテモ純粹ナ氣持デ失敗ヲ謝罪シ、相手方モ心カラ貝島ニ同情シテ呉レタ。

開發会社ハ少シク事情ガ違フ、開發会社ガ設立サレタ頭初ノ趣旨ハ自ラ事業ヲ行フ事ナク協力会社ニ出資シテ北支開發ニ就テ大摺ミノ調整ヲスルト言フ事ヲ消極的性質ノモノデアツタモノガ一個ノ会社トシテ組織ト人員ガ整備シテ來タ必然ノ結果トシテ自ラ勢力ヲ伸張シ、大ヲ計ラウト言フ方向ニ進ンデ來テ中ル(第七十九議會ニ於テ会社法ヲ改正シ直接事業ヲ営ミ得ル事トナツタノハ其勢ノ一表現デアル、焦作炭礦、龍烟鐵礦其他ハ既ニ開發会社直接ノ經營下ニアル)從テ在支会社ヲ見ル事純然タル自己ノ子会社ノ如ク専ラ監視的立場ニ立ツ傾向ガ多イ様ニ思ハレル。正豊出水ニ就テノ挨拶モ貝島会社トシテ如何ナル立場ヲトル可キカニ就キ困却シタ所以デアル(中略)

(註三) 軍当局者ノ個人的の好嫌ガ強キ事及開發会社ノ最近ノ自主手動的の傾向ヲ反映シテ開發選出ノ重役ガ兎角專横ニ流レル恐レアルタメ、北支進出ノ内地協力会社(貝島、三井、三菱、安川、大倉、満

鉄)幹部トノ間ニトモスレバ意見ノ衝突ヲ来シ、兩者円満ニ行ツテ
ヲル会社ハ皆無トモ言フベク、大部分ハ協力会社側幹部ガ既ニ一応
更迭シテ中ル。

其間ニ在ツテ井陘会社ハ一時不快ナル状態ヲ経験シ乍ラモ結局ニ於
テ協力会社側ノ首脳部ハ居残り基礎強固ナルヲ内外ニ立証シタ訳デ
アル。(後略)

前述したようにこの報告書は貝島側によって書かれたものであるため、
中立性にはいささか欠けるところもあると思われるが、中国占領地にお
いて企業が事業活動を展開しようとする際の状況がよく分かる資料とい
え、占領地においては軍の力が絶対的であった様子を窺つことができる。
そして、国の出先機関である興亜院や北支那開発も協力会社の監督的な
立場で存在しているうえ、これら諸機関の間での連携や役割も充分に練
られていると言いがたく、むしろ混乱をきたしているようにも見受け
られる状態であった。

貝島との間で資本の提携関係にある北支那開発については「在支会社
ヲ見ル事純然タル自己ノ小会社ノ如ク専ラ監視的立場ニ立ツ傾向ガ」あ
るとともに「開発(北支那開発:引用者)選出ノ重役ガ兎角専横ニ流レ
ル恐れ」があると記され、貝島をはじめとする協力会社と各社の大株主
でもある北支那開発出身者との軋轢が指摘されており、中国占領地に設
立された会社の企業統治の主導権をめぐってせめぎあいが展開されてい
たものと推察される。

井陘炭礦会社においても「前総務部長(おそらくは白川一雄のことと
思われる:引用者)北支那開発側ヨリ設立ノ際重役トシテ入社シタガ草
場氏トノ間ニ感情ノ扞格アリ其勢ノ赴ク処遂ニ社内ニ派閥ノ形成ヲ見、

草場氏トノ間ニ事毎ニ対立的立場ヲトツタメ最近迄社内ノ空気モ収容
シ難キ程悪化シテモタトイフ。併シ先般同氏ノ退任ニヨリ新総務部長ノ
就任ヲ見タルガ同氏ハ性温厚公平ノ士ノ如ク、草場氏ヲ支持シ井陘八草
場氏ノ下ニ貝島ノ人々ヲ中心トシテ事業運営セラルベキデアルトノ見解
ヲ有シ居リ重役間折 合モ良ク人心亦去就ニ迷フコトナク落着イテ来タ
様ニ見受ケラレル。草場氏モ今直チニ前総務部長輩下ヲ淘汰スル意思ナ
ク改俊又ハ自然淘汰ニ待ツトイッテモルガ此際同氏ノ方針通り殊更ニ波
瀾ヲ起スコトナク自然ノ勢ニ待ツ方良策ト思ハレル」といった北支那開
発出身者と貝島出身者との間での確執があった。

草場と対立した前総務部長の辞任の理由等については詳らかではない
が、両者を中心として井陘炭礦会社の運営をめぐる主導権争いが展開さ
れ、ひとまずは貝島側が勝利をおさめて草場を中心とした貝島出身者に
よって企業統治の主導権が握られたといえよう。しかし、井陘炭礦会社
の大株主は北支那開発であり、株主総会での発言や新たな重役の派遣等
によつては井陘炭礦会社の企業統治が必ずしも貝島側の思うようにはい
なくなることも想定されるとともに、占領地という特殊な状況下での事
業展開の危うさを窺つことができる。

なお、井陘炭礦会社の企業統治に貝島炭礦本社および貝島の総帥であ
る貝島太市がどのような関わりをもつたかについて具体的に言及できる
ような資料は今のところ見出しえていないが、草場はあくまで貝島から
の出自者であり、草場の行動は日本国内の貝島炭礦本社および貝島太市
の意を受け、貝島の経営戦略に沿った行動をとっていたものと推察され
る。

また、井陘炭礦会社の主要株主は北支那開発・華北政務委員会・貝島

炭礦の三者であるが、会社の運営や実権は北支那開発と貝島炭礦の二者によって担われており、中国側の株主機関である華北政務委員会は単に出資者として名を連ねているのみで、株主總會等においても会社の企業統治に関わるような重要な案件には何等決定権を有さなかったものと考えられる。

(二) 井陘炭礦(株)の財務状況

本節では、日本と中国の合併企業である井陘炭礦会社の財務状況を検討していくが、同社の定款第三六条では決算関係書類(貸借対照表や損益計算書等)の作成とそれに対する監察人の意見をそえて定時株主總會に提出することが明記されている。監察人は日本と中国からそれぞれ一人ずつ選出されており、ほとんど名前だけの役員であったとは思われるが、決算に関する一応のチェック機能が働いていたといえよう。

同社の決算が記された営業報告書については、第二回と第三回が見え、第六回については終戦の混乱で作成されなかったものと推察される。したがって、表11の貸借対照表と表12の損益計算書および利益金処分は第一回・第四回・第五回の三力年分を主としつつも貸借対照表については他資料から数値が得られたので四力年分を掲出しており、まずは表11の貸借対照表から検討していく。

同社の公称資本金三〇〇〇万円のうち未払込資本金は三分の一にあたる約一〇〇〇万円ちかくあり、一九四一年度までに一五〇万円が振り込まれているが、それでも八四〇万円が未払込みとなっている。同社の公称資本金三〇〇〇万円は現金と現物出資を合算した金額であることから、設立当初より資本金の払込と増資について貝島側では懸念を持っており、

このことについて貝島では「開発会社ヨリノ融資ヲ促進スルト共二主力八支那資本ノ動員ヲ以テ之ニ充ツ」るようにすべきとして、中国での資金調達に大きな期待を抱いていたのである。

この貸借対照表の数値を年度を追って見ていくと着実に井陘炭礦会社の業務が拡大していったことが窺われるが、この中でも特に大きな変化を示しているのが一九四三年と翌四年の桁外れの数値の違いである。これは単なる業務の拡大といえるものではなく、華北占領地等で進行していたインフレーションによるものと推察される。

資産の中では生產品・現金・銀行預金等の金額がそれぞれ一〇倍ちかい金額に増大しているが、こうした数値からも華北におけるインフレーションの凄まじさを窺うことができる。資産の中で特殊なものとしては軍管理工場勘定(受託炭礦勘定)という科目があり、これは鉱区及施設設と同様に日本軍占領地で軍が接收した工場の諸設備等に関するもので、日本側によって設備を次第に充実されたことで資産価値の高まりを示しているものと思われる。しかしながら、実際に軍管理工場をめぐってどのような会計処理が軍等の間で行なわれたかについては、この資料からは窺えない面もある。また、負債では借入金が増大していき、四〇年の約六〇〇万円から四四年には約二〇倍の一億円以上の金額を借入れている。借入れの太宗は北支那開発から更なるインフレの増進等もあつて終戦時の一九四五年一〇月末現在で短期融資を含めて同社から井陘炭礦会社への融資総額は約六億二〇〇〇万円にのぼっていた。

その他、未払金と借受金の金額が大きく増加しているが、未払金(運賃や給料など)は資産の部の未収金の額とほぼ同程度の増加傾向を示し、借受金は井陘炭礦会社の各炭鉱で生産された商品(石炭)について華北

表11 井陘炭礦(株)貸借対照表

(円)

	科 目	1940	1941	1943	1944
資	(資本金勘定)				
	未払込資本金	9,900,000	8,400,000	8,400,000	8,400,000
	(固定資産勘定)				
	鉱区及諸施設	16,043,155	18,384,921	20,784,250	21,345,194
	(投資勘定)				
	投資金	1,517,500	2,271,500	2,451,500	2,551,500
	事業費未決算			2,435,770	7,220,598
	(作業及販売資産勘定)				
	生産品	207,874	333,874	2,873,524	27,676,162
	貯蔵品	3,242,822	3,978,029	5,730,912	22,159,352
	生計品	329,202	544,567	1,797,977	8,043,323
	(流動資産勘定)				
	現金	45,142	95,230	165,154	1,769,135
	銀行預金	1,724,387	392,297	890,910	12,045,686
	未収金	1,161,216	1,784,881	8,545,870	20,239,289
	(軍管理工場勘定)				
	受託炭礦勘定	1,011,069	4,092,435	13,019,188	42,114,731
	(雑勘定)				
	仮払金	353,958	907,432	8,399,489	51,859,714
事業費仮払金	780,212	1,345,882			
復旧費			3,539,398	3,692,767	
創業費	22,831				
差入保証金	1,828	2,126			
未着品勘定	141,099	571,440			
雪花山炭礦開発費	72,770				
当期損益金	715,047				
前期繰越損失金		715,047			
合 計		37,270,137	43,819,668	79,033,948	229,117,455
負	(資本金勘定)				
	資本金	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000
	(負債勘定)				
	借入金	5,854,340	10,221,220	29,364,000	107,644,000
	未払金	1,216,432	1,749,361	6,296,170	36,064,684
	法定積立金			111,000	346,000
	特別積立金				600,000
	繰越益金			186,821	230,528
	(社員積立金)				
	預り保証金	3,100	7,070		
	社員貯金		108,761	290,954	734,980
	共済勘定		11,833	20,782	
	(雑勘定)				
	仮受金	184,502	476,142	10,423,511	46,690,915
	開発清算勘定				438,067
未達勘定		102,411			
支払手形		20,476			
引当金		13,866			
当期利益金		1,108,525	2,340,707	6,368,278	
合 計		37,270,137	43,819,668	79,033,948	229,117,455

(注) 会計期間は、1940年(1941年3月末現在)、1941年(1942年3月末現在)、1943年(1944年3月末現在)、1944年(1945年3月末現在)である。

科目名は年度によって若干の名称の違いがあるが、出来るだけ1940年の科目名にそろえるようにして掲出した。

財務状況のわかる営業報告書等の資料について、上記の年度以外は現在のところ未見である。

円以下の金額は切捨にしたので、合計の数値は一致しない。

(出所) 「第1回 営業報告書」、「第4回 営業報告書」、「第5回 営業報告書」および、1941年については「昭和十七年九月 北支出張報告書」所収の数値から作成。

石炭販売会社から支払われた金額が計上されているものと思われる。次に表12の損益計算書および利益金処分について検討していく。井陘炭礦会社の売上金(収入)の太宗は石炭および骸炭と骸炭の製造過程で発生した副産物の売上代金である。売上代金も一九四〇年と四四年を比較すると桁違いの収入を計上しているがこれも華北におけるインフレ

によるものと思われる、この間に収入の合計額は約二五倍に増大している。また、こうした収入に見合うかのように石炭や骸炭等の原価も高騰していることがわかる。設立当初の一九四〇年には約七二万円の赤字を計上しているが、その後は順調に発展していき一九四三年には約二五三万円の利益を計上する

表12 井陘炭礦株損益計算書および利益金処分

(円)

	科 目	1940	1943	1944
収 入 之 部	石炭収入	5,628,015	26,920,906	137,557,577
	骸炭収入	767,160	3,077,224	12,316,733
	副産物収入	53,414	303,061	1,511,380
	容器収入	17,756	2,874	
	配当収入		135,000	135,860
	利息収入		16,202	74,432
	雑収入		5,530,516	12,820,768
	合 計	6,466,345	35,985,784	164,416,752
支 出 之 部	石炭原価	6,227,562	27,952,900	113,108,025
	骸炭原価	711,112	3,084,296	11,659,173
	副産物原価	46,473	356,688	816,089
	容器費	10,260	2,597	
	井陘炭礦臨時事変費	185,983		
	社員退職慰勞金		41,971	13,176
	財産除去費		361,538	1,855,628
	雑損		1,845,083	30,596,378
	合 計	7,181,393	33,645,077	158,048,473
	差引損益金	- 715,047	2,340,707	6,368,279
	(利益金処分)			
	後期繰越損失金	- 715,047		
	当期損益金		2,340,707	6,368,279
	前期繰越益金		186,821	230,528
	合 計	- 715,047	2,527,528	6,598,807
	(内訳)			
	法定積立金		235,000	640,000
	従業員退職給与積立金		118,000	320,000
	役員賞与金		48,000	114,500
	株主配当金		1,296,000	2,160,000
	特別積立金		600,000	3,100,000
	後期繰越金		230,528	264,307

(注) 会計期間は各年度とも、4月1日から翌年の3月31日迄である。

円以下の金額は切捨てにしたので、合計の数値は一致しない。

(出所) 「第1回 営業報告書」、「第4回 営業報告書」、「第5回 営業報告書」より作成。

ようになり、四四年には約六〇万円の利益を出して、株主への配当や特別積立金等として利益金を処分している。しかし、こうした利益もインフレの進行している状況下でのことであることを加味しておかなければならず、事業活動の実態と決算の数値との間には、かなりの乖離が存在している可能性も考えておかなければいけないであろう。

おわりに

本稿では、戦時下の中国において日本軍が占領した華北に進出し事業活動を展開したわが国の石炭企業について、主として貝島炭礦を事例とした考察を行なってきた。

貝島炭礦は日本国内から中国の占領地に進出した石炭企業のなかで、その先陣を切つて一九三七年に日本軍が接収した軍管理工場（主として炭鉱）を受託管理する協力会社として日本軍の占領地となつていた華北に進出した。貝島が受託管理することになつた井陘炭礦等は鉄鋼生産では非とも必要とされた粘結炭を採掘することのできる有望な炭鉱であり、貝島の技術力で石炭の生産性がアップすれば軍需面にも大きく貢献することができるというものであった。

華北への進出から四年が経過した一九四〇年七月に中国側との合弁企業である井陘炭礦株を設立し、これまでの協力会社からさらに一步を踏み出した形で新たな事業展開をスタートさせたのである。井陘炭礦会社は井陘炭礦・正豊炭礦・六河溝炭礦の諸炭鉱と石家荘に骸炭製造工場を有する資本金三〇〇〇万円の会社で、資本金額は本体の貝島炭礦と同規模であり、中国に進出した炭鉱関係企業が現地に設立した合弁企業のなかでも大手企業の一つであった。

井陘炭礦会社は、貝島・北支那開発・中国側（主として華北政務委員（会）という三者が主要株主として出資した会社であり、設立当初にはコーポレート・ガバナンス（企業統治）をめぐる、貝島と北支那開発の出身者との間で会社の主導権争いも展開されたが、次第に貝島の子会社的色彩が強まるようになって北支那開発は資金調達面では協力しつつも、会社の運営は貝島関係者（貝島人）が握るようになった。したがって、同社の企業経営活動には内地の貝島炭礦本社の意向が大きく作用していたといえよう。

こうした貝島の中国（華北占領地）への進出や井陘炭礦会社設立の意図は「北支石炭ノ将来性、次代ノ貝島ノ發展ノ方向ヲ深察スル時、現在北支ニ於テ占ムル足場八万難ヲ排シテモ之ヲ維持シ而モ将来ノ有力ナル足場トシテ之ヲ完全ニ己ガモノ、内地貝島ト一心同体ノモノヲラシメル必要ガアル。単ニ資本ト人トヲ出シテ国策ニ協力シタト言フガ如キ生温キ関係ニ止ラズ、トモスレバ遊離シ強チナ外地会社ヲ有機的ニ結付ケル必要ガアル」というものであった。

しかし、一九四五年八月のポツダム宣言受諾により国策の一環として中国に進出した貝島の経営戦略は大きな転換を迫られることになった。終戦で混乱しているなか、華北に派遣された貝島関係者は中国国民政府から事業所の管理運営を命じられるなどして内地への帰還が遅れ、翌一年一月から引き揚げが開始され、同年七月までに貝島関係者の内地への引き揚げが完了し、生還した社員は貝島炭礦へ復社することになった。

一九三七年一月に草場義夫等の第一次派遣員を華北に送り出してから、足掛け九年間にわたって華北に築いてきた炭鉱経営の実績は四五年八月の終戦によって無に帰し、貝島の首脳部がえがいていた大陸への飛

翔は夢となって消えさってしまったといえよう。

本稿によって、貝島炭礦の華北への進出過程と現地に設立した井陘炭礦会社の実態および、貝島炭礦本社で考えられていた内地と外地（主として華北）を有機的に結合するという経営戦略の一端を解明することができた。しかし、資料面では貝島に残された資料など日本側の資料のみよっての考察であり、可能であれば中国側の資料を用いた検討を行なうことと、終戦による経営戦略の練り直しを含めて井陘炭礦会社のその後や、戦後の貝島炭礦の事業展開について検討していくことを今後の課題としておく。

注

(1) 経営多角化期の貝島の事業展開については、拙稿「貝島の財閥化過程における企業統治と事業展開―一九二〇年代を中心として―」（『エネルギー史研究』第一八号、九州大学石炭研究資料センター、二〇〇三年）を参照されたい。

(2) 経営多角化の終焉から終戦時までの貝島の事業展開については、拙稿「貝島炭礦における企業統治と事業活動の展開―昭和恐慌期から戦時体制期を中心として―」（『エネルギー史研究』第二〇号、九州大学石炭研究資料センター、二〇〇五年）を参照されたい。

(3) 井陘の読み方は、日本語では「せいけい」といい、中国語では「チンシン」と読み、貝島関係者の間では「せいけいたんこう」と呼称されている。同地について、三省堂編・発行「コンサイス外国地名事典 改訂版」、一九八五年には「中国、華北地区北部、河北省西部の県。石家荘の西三〇kmに位置。（中略）石大鉄道に沿い、河北から山西に至る交通の要衝。清代

末以降、ドイツ資本による石炭採掘が行なわれた。」(同書、五〇八頁)と記されており、井陘炭礦等の位置については文末の地図を参照されたい。なお、本稿では企業体を指す場合は井陘炭礦(株)または井陘炭礦会社とし、単に炭鉱のみを指す場合は井陘炭礦と称する。また、井陘炭礦については、支那駐屯軍司令部が一九一五年に作成した「秘 支那鉱山調査表」においても「開灤炭鉱二次北支那ニ於ケル現在著名ノ炭鉱」(同書、五九頁)として紹介されている。

- (4) 前掲「貝島炭礦における企業統治と事業活動の展開」を参照。
- (5) 浅田喬二編『日本帝国主義下の中国』楽游書房、一九八一年、三頁。
- (6) 日中戦争の進展状況については、秦郁彦『日中戦争史』原書房、一九七九年・古屋哲夫『日中戦争』岩波書店、一九八五年・江口圭一『十五年戦争小史』新版 青木書店、一九九一年・細谷千博他編『太平洋戦争』東京大学出版会、一九九三年・江口圭一『昭和の歴史 十五年戦争の開幕 新版』小学館、一九九四年・藤原彰『昭和の歴史 日中全面戦争 新版』、一九九四年・大杉一雄『日中十五年戦争史』中央公論社、一九九六年・秦郁彦『盧溝橋事件の研究』東京大学出版会、一九九六年・横山宏章『中華民国』中央公論社、一九九七年・白井勝美『新版 日中戦争』中央公論新社、二〇〇〇年・江口圭一『大系日本の歴史 二つの大戦』小学館、二〇〇二年・小林英夫『帝国日本と総力戦体制』有志舎、二〇〇四年等を主として参照した。
- (7) 中村隆英『戦時日本の華北経済支配』山川出版社、一九八三年、四一―五〇頁。
- (8) 直前書、五八頁。
- (9) 松本豊三編『南満州鉄道株式会社三十年略史』南満州鉄道株式会社、一九三七年、六三―六六頁。
- (10) 前掲『戦時日本の華北経済支配』、六五頁。
- (11) 手塚正夫『支那の鉄・石炭と東亞』朱雀書林、一九四三年、一九八―

九九頁。

- (12) 前掲『戦時日本の華北経済支配』、六五・一二二頁。
- (13) 鈴木茂『日本帝国主義下の中国に於ける軍管理工場と資源独占』(『経済論叢』第一一六巻第一・二号、京都大学、一九七五年)、六八頁および君島和彦『日本帝国主義による中国鉱業資源の収奪過程』(前掲『日本帝国主義下の中国』所収)、二二二頁。
- (14) 直前書(君島)、二二三頁。
- (15) 「社史原稿 河野初稿 貝島炭礦株式会社時代「支那事変及大東亜戦争期」自昭和十二年至昭和廿年終戦期」(A一〇一―一六)。以下では、「社史原稿 河野初稿 支那事変及大東亜戦争」と略し、本稿における主な参考文献とした。
- (16) 「社長功績調書 太市・玉井重役」は、拙稿「貝島太市の履歴と企業者活動」(九州国際大学社会文化研究所紀要 第五四号、二〇〇四年)において、資料の位置付けについての検討を行なっている。
- (17) 前掲『日本帝国主義下の中国に於ける軍管理工場と資源独占』、七四―七五頁。
- (18) 前掲『日本帝国主義による中国鉱業資源の収奪過程』、一九七頁。なお、大陸(中国)の石炭開発については、一九三七年六月の「重要産業五ヶ年計画要綱実施二開スル政策大綱(案)」においても「炭田開発ノ重点八大陸ニ之ヲ置ク」とされている(稲葉正夫他編『太平洋戦争への道 別巻 資料編 新版』朝日新聞社、一九八八年、二三八頁)。
- (19) 宇田川勝『新興財閥』(日本財閥経営史、日本経済新聞社、一九八四年)、七一頁。
- (20) 宮島庚子郎『井陘時代』(私家版)、一九六二年を参照。同書は、第一次隊として草場義夫等とともに北支へ派遣された宮島氏が出版した北支の滞在記録である。
- (21) 「社史原稿 河野初稿 支那事変及大東亜戦争」。

- (22) 依田憲家『日本帝国主義と中国』龍溪書舎、一九八九年、第三章を参照。
- (23) 前掲『戦時日本の華北経済支配』、一三五頁。
- (24) 直前書、一六二頁および松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』東京大学出版会、二〇〇四年、一四四～一四五頁。
- (25) 日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編、第三四巻、大蔵省印刷局、一九七三年、五八五～五八七頁。
- (26) 『昭和十三年度 第一回 営業報告書』北支那開発株式会社および樋口弘『日本の対支投資研究』生活社、一九三九年、六四二～六五一頁。
- (27) 前掲『日本帝国主義による中国鉱業資源の収奪過程』、一三四頁。なお、本文でも触れた大倉鉱業等を有する大倉財閥は明治期より中国に進出し、大倉鉱業の傘下には日中合弁の本溪湖煤鉄公司などがあり（編集委員会『国史大辞典』第二巻、吉川弘文館、一九九〇年、五五三～五五五頁を参照）、貝島が中国に進出するにあたっての一つの難型とした側面もあるのではないかと思われる。
- (28) 鈴木茂『日本帝国主義下の中国北部占領地域開発の『統合調整』と北支那開発株式会社』（『経済論叢』第一一七巻第五・六号、京都大学・一九七六年）および春日豊『三井財閥と中国・満洲投資』（中村政則編『日本の近代と資本主義』東京大学出版会、一九九三年所収）を参照。
- (29) 前掲『日本帝国主義による中国鉱業資源の収奪過程』、一三五～一三三七頁。
- (30) 『各部提出社史原稿 井陘炭礦（一）』（A八―六一）。なお、清代末からの井陘炭礦の創業・資本金・ドイツの出資金等については、資料によって若干の違いが見られる。
- (31) 野中時雄編『北支那鉱業紀要』南満州鉄道（株）天津事務所、一九三六年、一四～一六頁・内藤幸吉編『北支石炭界の現況』日満商事（株）、一九三七年、二四～三三頁等を参照。なお、石家荘は一九二五年より石門市と称し、一九四八年に石家荘市と改称した。
- (32) 軍管理工場については、前掲『日本帝国主義下の中国に於ける軍管理工場と資源独占』の中で取り上げられているが、『東京朝日新聞』（一九三九年二月二七日付）でも「大陸国策を現地に視る」と題する連載記事の中で、軍管理工場について以下のように述べている。
- （前略）軍管理工場とは、軍の占拠後支那側の放棄した工場を先づ軍が接収、然る後軍の指導、監督下にそれぞれの専門に従ひ内地、満州の受託会社が経営を委任されてある過渡的工場であるが、これ等の工場は接収後即時に運転し得るものは殆ど皆無で程度の差こそあれ何れも破壊乃至掠奪を蒙つてゐる。これが復旧は勿論軍のみの手によつては不可能であるため指定された受託会社は専門技術者を占領工場に派遣し直に調査に着手、復旧資材並に経費は一応当該受託会社の負担において調達せしめ、出来る限り迅速に運転開始をさせてゐる、其営業は欠損は先づ当該会社の負担とし純益はこれを指定の銀行に供託せしめる臨時的措置をとつてゐるがこれ等は北支那開発会社の統制の下に漸次その傘下の子会社に統合調整され或は適當なる方法によつて受託会社と旧経営者たる土着資本との合併と云つた形態に今後は清算されることになつてゐる（後略）。
- この中に記されている北支那開発会社の前身といえるのが興中公司であり、中国側の工場や鉱山等を接収してその敵産資産の管理を行うことを主要な業務としたことから、同公司のことを多くの中国人は「亡中公司」と称したといわれている（前掲『帝国日本と総力戦体制』、五三頁）。
- (33) 両資料（二案）とも『各部提出社史原稿 井陘炭礦（一）』（A八―六一）二・六一～三）に所収。
- (34) 『各部提出社史原稿 井陘炭礦（一）』を参照。なお、井陘炭礦会社が設立された頃と思われる写真を本文中に掲載している（写真は、宮若市石炭記念館所蔵）。
- (35) 依田憲家編『日中戦争史資料四 占領区支配』河出書房新社、一九七五年、四九一頁。

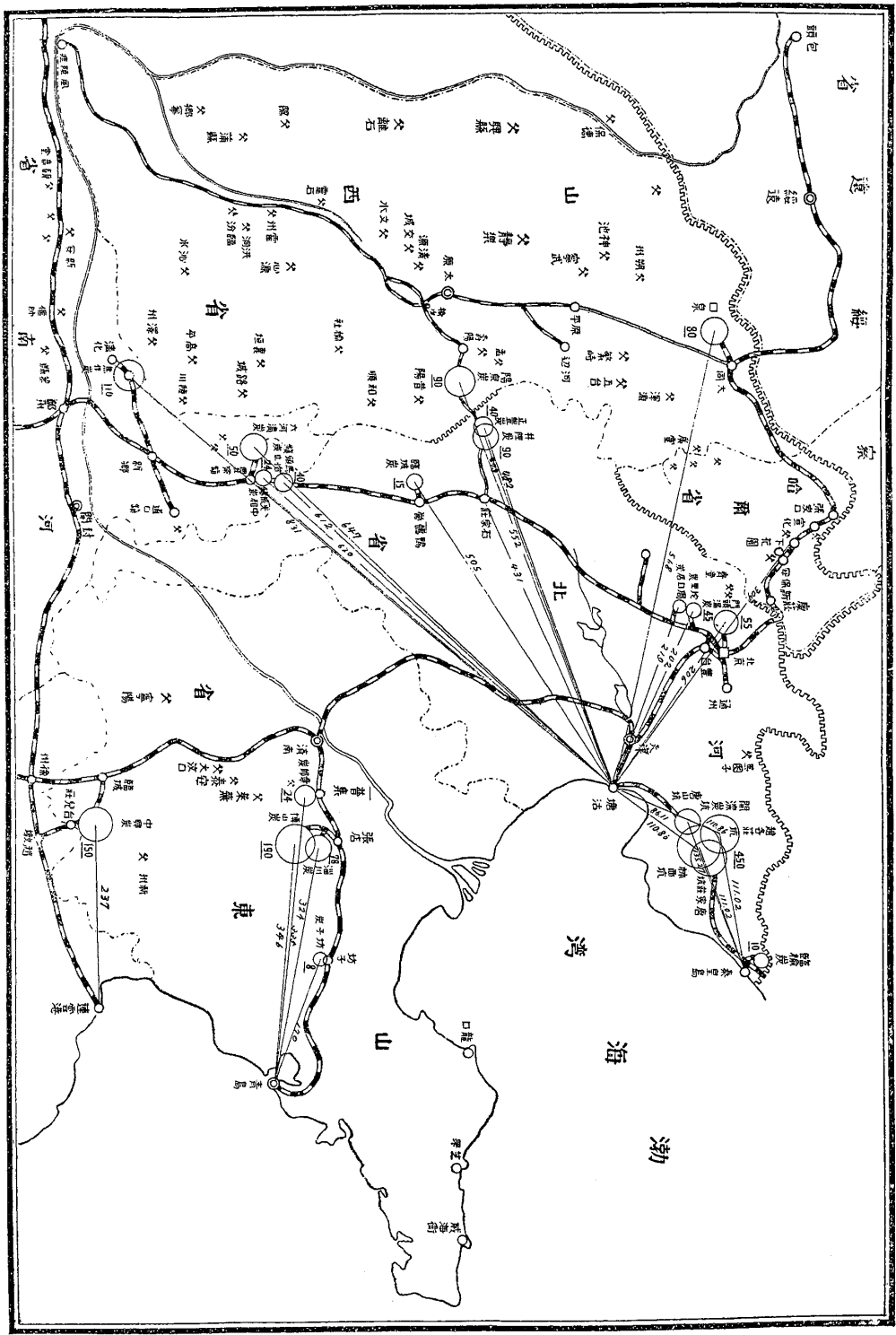
- (36) 寺井順一『苦悩の蔵相たち』 露出版社、二〇〇四年、第一章を参照。
- (37) 日本経済新聞社編・発行『私の履歴書』 第一九集、一九六三年、二六〇頁。
- (38) 前掲『新版 日中戦争』、九六・一二三頁。
- (39) 『昭和人名辞典』 第四巻、日本図書センター、一九八九年、二八頁（支那の部）。
- (40) 定款は『井陘煤礦股份有限公司關係書類』（E五一九）に所収。
- (41) 日外アソシエーツ編・発行『中国人名事典』、一九九三年、三五二頁。
- (42) 前掲『昭和人名辞典』 第四巻、四二丁四三頁（支那の部）。草場は、興中公司の炭業部長や一九四四年に発足した北支那石炭鉱業協会の会長を務めるなど、貝島のみならず華北における炭界の重鎮ともいえる存在であった（『貝島会社年表草案』、『石炭研究資料叢書』 第一〇輯、九州大学石炭研究資料センター、一九八九年、一三七・一五四頁）。なお、井陘炭礦会社と同様に日中合弁で設立された企業のほとんどは日本人が企業の支配権をにぎっていたといわれている（高橋孝助他編『上海史』 東方書店、一九九五年、二二〇～二二二頁）。
- (43) 直前書、二二頁（支那の部）。
- (44) 同書、六四頁（支那の部）。
- (45) 『社史原稿 河野初稿 支那事変及大東亜戦争』。
- (46) 柴垣和夫『「経済新体制」と統制会』（『戦時日本経済』 東京大学出版会、一九七九年に所収）を参照。
- (47) 前掲『貝島会社年表草案』、一四七頁。
- (48) 前掲『新版 日中戦争』、一二三頁。
- (49) 匪賊については、フィル・ピリングズリー（山田潤訳）『匪賊―近代中国の辺境と中央』 筑摩書房、一九九四年を参照。
- (50) 前掲『日本帝国主義による中国鉱業資源の収奪過程』、二四五頁。
- (51) 『第一回 営業報告書』は『井陘煤礦股份有限公司關係書類』に所収。

- (52) 『社史原稿 河野初稿 支那事変及大東亜戦争』。
- (53) 『第一回 営業報告書』。
- (54) 前掲『日本帝国主義下の中国北部占領地域開発の「統合調整」と北支那開発株式会社』、六七頁。
- (55) 前掲『日中戦争史資料四 占領区支配』、四九四～四九五頁。
- (56) 『各部提出社史原稿 井陘炭礦（一）』および直前書、四九五頁。
- (57) 『昭和十七年九月 北支出張報告書』。
- (58) 華北におけるインフレーションの進行については、前掲『戦時日本の華北経済支配』を参照。
- (59) 柴田善雅『北支那開発株式会社晩期事業と敗戦処理』（『東洋研究』 第一四二号、大東文化大学東洋研究所、二〇〇一年）、三三二頁。なお、井陘炭礦会社は一九四九年八月一日にポツダム政令「旧日本占領地域等に本社を置く会社の本邦内にある財産の整理に関する政令」の在外会社に指定され、日本国内残余資産負債関係の特殊整理が行なわれている（同稿、四四～四六頁）。
- (60) 『昭和十七年九月 北支出張報告書』。

付記

本稿作成にあたり資料の閲覧等において、宮若市石炭記念館（旧宮田町石炭記念館）および山口大学東亜経済研究所に大変お世話になった。記して謝意を表します。

表 覽 一 地 在 所 礦 炭 支 北



註 一、数字は鐵道噸數に據る生産数字
 (但煤礦自產運煤噸は之を含まず)
 二、数字の下に線を引きたるものは田
 産量を示す (單位萬噸)

(出所) 『北支石炭界の現況』(1937年11月発行) による。

井 陘 炭 礦 略 年 表

年 代	事 項
1896 (明治29) 年	ドイツと中国の合弁企業として井陘煤務局を設立 (設立時の資本金25万両、その後、資本金を50万両に増額し井陘礦務局と改称)
1923 (大正12) 年	合弁契約を改定し、ドイツ資本 (125万元)、中国資本 (375万元) の合計500万元とした
1935 (昭和10) 年	12月、南満州鉄道株式会社の全額出資で資本金1000万円の興中公司を設立
1937 (昭和12) 年	10月27日、興中公司が井陘炭礦 (中独合弁企業) のドイツ側の株式を買収 (本契約の成立は同年12月で、買収価格は銀幣135万ドル) 11月3日、貝島炭礦から北支 (日本軍による中国占領地) の炭鉱開発を目的として、取締役草場義夫 (団長)、満永寅一 (副団長)、稲川大助、宮島庚子郎、河野敏、後藤理美の6名が派遣されることになり、第1次派遣員の任命式が長府貝島邸 (貝島太市自宅) の日の本神社前にて挙行された 11月7日、第1次派遣員一行が門司港から大連に向けて出発 (大連からは飛行機と列車で移動) 11月19日、派遣員一行が井陘炭礦に入山、満鉄派遣員と交代する 12月6日、石炭積み出し用の正太線井陘炭礦支線が復旧し、採炭開始。同日、第2次派遣員として堀江三郎、山内寛、大江憲二、牧斗等の数名が井陘炭礦に入山 12月8日、河野敏がこの日より正豊炭礦の管理を担当することになった 12月25日、治安が悪化し、井陘炭礦の新坑に初めて匪賊が来襲 12月27日、井陘炭礦の本坑に初めて匪賊が来襲
1938 (昭和13) 年	1月2日、正豊炭礦に警備隊一分隊が駐屯することになった 1月14日、井陘炭礦の礦務隊を増強し、本坑や新坑に各々駐屯する 1月30日、第2次派遣員の山内寛、病気が治癒せず殉職 2月6日、井陘炭礦の新坑に配属された礦務隊の中国人が叛乱を起こし、日本人隊員3名を殺害 2月10日、中国人を含んだ礦務隊を解散 2月19日、貝島炭礦からの第3次派遣員の井上巖巖、中富寿祥の2名が井陘炭礦に入山 2月21日、第4次隊として中原獅郎医師が井陘炭礦へ、山本清が正豊炭礦に入山。同日から治安悪化のため両礦に当直を置く 2月28日、井陘炭礦、匪賊の襲撃を受け本部建物が焼討ちにあった (3月1日、漸く撃退) 3月10日、貝島炭礦本社から井陘炭礦へ慰問団が訪問 (和田少将、末次取締役、田中丑之助一行) 4月13日、第5次派遣員松本清、於保富雄、本石一夫の3名が井陘炭礦へ入山 6月6日、草場義夫取締役 (北支派遣員)、興中公司の炭業部長に就任。同日、乃美恵造が石門該炭工場に到着 6月8日、内地の各炭鉱企業からの視察団が井陘炭礦を訪問 8月9日、草場義夫が貝島炭礦の取締役を辞任し、北支在勤のまま貝島合名会社の理事に就任 8月21日、正豊炭礦を匪賊が襲撃し、構内に侵入されて礦警隊の数名が匪賊に拉致された

<p>1939 (昭和14) 年</p>	<p>9月6日、第6次派遣員の上野敬一、古賀重俊、古賀義雄、伊豆文雄、成島哲也、増本秀雄、田中俊夫、阪田勉、竹下政夫、黒田正光等が到着し、井陘炭礦、陽泉炭礦、六河溝炭礦及び石門該炭工場に各々配属された</p> <p>11月7日、北支那開發株式会社が設立された(初代総裁大谷尊由)</p> <p>11月19日、故山内寛の追悼記念碑の除幕式を挙行</p> <p>12月12日、陽泉炭礦を大倉系派遣員に引継ぎ、貝島炭礦の派遣員は井陘炭礦に引き上げた</p> <p>12月30日、正太線の井陘・正豊両炭礦引込線の改修工事が完成した</p> <p>1月26日、第7次派遣員として中谷孝一、藤井良三、藤茂樹、肥後圭一、宮下照夫、白浜正義が井陘炭礦に入山</p> <p>4月、北支那開發株式会社において井陘炭礦事業計画案及び会社設立要項の検討に入った</p> <p>5月、第8次派遣員の山村朝登、福山寛が正豊・六河溝炭礦に入山</p> <p>6月、井陘炭礦の送炭高6万1000トン記録</p> <p>7月、北支が豪雨に見舞われ井陘炭礦線が普通となる。同月、正豊炭礦の中国人労働者の子供2名を古賀義雄が引率し、日本内地を見学</p> <p>8月、北支那開發株式会社の第2代総裁に賀屋興宣が就任</p> <p>11月15日、第9次派遣員谷原貢が正豊炭礦に入山</p>
<p>1940 (昭和15) 年</p>	<p>1月12日、ドイツ人技師シュナイダーが井陘炭礦を退山し、帰国</p> <p>2月、華北の諸炭鉱を7ブロックに分け、「一業数社主義」で開発を推進していくことを決定</p> <p>3月22日、井陘炭礦においてガス爆発が発生し494名が被災、その内の304名が死亡</p> <p>4月7日、貝島炭礦から派遣された救護隊和田兼次郎隊長以下12名が到着(救護の任務完遂後、6月に帰国)。同月、第10次派遣員として矢田勝義が六河溝炭礦に入山</p> <p>6月、第11次派遣員高田公威、土谷親英が正豊・井陘両炭礦に入山</p> <p>7月22日、井陘煤礦股份有限公司(日本名、井陘炭礦株式会社)が設立された</p> <p>8月20日、正豊・井陘両炭礦所在する一帯に共産匪が大挙襲来(井陘炭礦新坑は爆破され1000馬力捲揚機、400馬力コンプレッサー及びボイラー2機が破壊された)</p> <p>9月24日、貝島炭礦本社派遣の慰問団(貝島文男他3名)が到着。同月、貝島太市が華北石炭販売股份有限公司(日本名、華北石炭販売株式会社)設立発起人に就任。同月、井陘・正豊両炭礦に日本人小学校を開設するため清賀篤之、西島昇の両名が着任</p> <p>10月30日、華北石炭販売株式会社を設立</p> <p>11月14日、井陘炭礦の中国人訪日視察団李団長以下4名が大之浦炭礦を視察</p> <p>12月1日、興中公司を発展的に解散し、華北石炭販売株式会社が営業を開始</p> <p>12月26日、正豊炭礦発電所に1500キロワットの発電機増設起工式を挙行。同月、正豊炭礦分坑として石太線井陘駅の西側に雪花山炭礦を開坑</p>
<p>1941 (昭和16) 年</p>	<p>3月10日、井陘炭礦株式会社董事玉井磨輔が辞任、岩村仙弥就任</p> <p>4月、古賀義雄、成島哲也等が満州国に出張し労働事情を視察</p> <p>11月4日、開灤炭礦を接收するため井陘炭礦会社から白川取締役他数名を派遣。同月、杵島廉を北京の井陘炭礦本社に派遣</p>
<p>1942 (昭和17) 年</p>	<p>1月、六河溝炭礦に1000キロワットの発電機1台を増設</p>

1943 (昭和18) 年	<p>6月23日、正豊炭礦の坑内採炭延先より突如出水し、数時間にして全山水没(7月より浅部区域に新たに四鎖斜坑を開鑿し、年末より出炭を開始)</p> <p>6月30日、井陘炭礦会社董事岩村仙弥が辞任し、貝島義之が就任</p> <p>8月、貝島炭礦本社より正豊炭礦出水見舞いのため貝島弘人、稲川大助、谷一二の3名を派遣</p> <p>9月、正豊炭礦が井陘県城外に分坑として民興坑を開坑</p> <p>12月、貝島炭礦本社より加藤和幸、吉田臚比古、吉田格野、上田俊一、渡辺孫一を井陘炭礦に派遣</p> <p>10月31日、井陘炭礦に出張中の貝島炭礦工作部次長金子弉一郎及び井陘炭礦社員吉田臚比古、上田英雄、白浜正義、松本清等が共産匪の襲撃を受け遭難、殉職</p> <p>11月5日、殉職者の社葬を執行</p>
1944 (昭和19) 年	<p>12月6日、上田俊一が労働者募集の途次、匪賊に拉致され3日後に無事生還</p> <p>4月3日、井陘炭礦会社董事貝島義之が辞任し、鶴田為次郎就任</p> <p>8月、井陘炭礦本社を北京より河北省石門市に移転</p>
1945 (昭和20) 年	<p>9月1日、北支那石炭鉱業協会が発足し、草場義夫が会長に就任</p> <p>8月、終戦により井陘・正豊両炭礦及び石家荘骸炭工場の事業場管理を国民政府に命じられる</p> <p>12月、日本警備隊の武装解除が行なわれた</p>
1946 (昭和21) 年	<p>1月20日、井陘炭礦等の派遣員の現地引揚げを開始(中国からの生還者は、貝島炭礦に復社)</p> <p>4月、炭礦班が山口県の仙崎港に上陸</p> <p>5月、北京班が長崎県の佐世保港に上陸</p> <p>7月、引揚げ最終班として加藤和幸、乃美恵造、河野敏、後藤理美、谷原貢等が福岡県の博多港に上陸</p>
1949 (昭和24) 年	<p>8月1日、井陘炭礦会社がポツダム政令「旧日本占領地域等に本社を置く会社の本部内にある財産の整理に関する政令」の在外会社に指定された</p>

(出所)「各部提出社史原稿 井陘炭礦(1)・(2)」(A8 6)、「社史原稿 河野初稿 貝島炭礦株式会社時代 支那事变及大東亜戦争期」(A10 1 6)、「井陘関係」(E3 3 58)、「井陘遭難記」(E3 3 59)、「井陘煤礦股份有限公司関係書類」(E5 9)、「東京朝日新聞」(連載記事「大陸国策を現地に視る」1939年2月)、「貝島会社年表草案」(『石炭研究資料叢書』第10輯)、宮島庚子郎『井陘時代』(私家版)、鈴木茂「日本帝国主義下の中国に於ける軍管理工場と資源独占」(『経済論叢』第116巻第1・2号、京都大学)、鈴木茂「日本帝国主義下の中国北部占領地開発の『統合調整』と北支那開発株式会社」(『経済論叢』第117巻第5・6、京都大学)、柴田善雅「北支那開発株式会社の晩期事業と敗戦処理」(『東洋研究』第142号、大東文化大学東洋研究所)、樋口弘『日本の対支投資研究』(生活社)、手塚正夫『支那の鉄・石炭と東亞』(朱雀書林)、秦郁彦『日中戦争史』(原書房)、依田憲家編『日中戦争史資料4 占領区支配』(河出書房新社)、賀屋興宣『戦前・戦後八十年』(経済往来社)、浅田喬二編『日本帝国主義下の中国』(楽游書房)、中村隆英「日本の華北経済工作」(『年報 近代日本研究 2』山川出版社)、中村隆英『戦時日本の華北経済支配』(山川出版社)、江口圭一『十五年戦争小史 新版』(青木書店)、戸部良一『日本陸軍と中国』(講談社)、中山隆志『関東軍』(講談社)、臼井勝美『新版 日中戦争』(中央公論新社)、寺井順一『苦悩の蔵相たち』(霞出版社)、松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』(東京大学出版会)、小林英夫『帝国日本と総力戦体制』(有志社)、島田俊彦『関東軍』(講談社)等より作成。